

21世紀政策研究所新書

セミナー2

# 英国のEU離脱

The 21st Century Public Policy Institute

セミナー2 (2016年10月4日)

基調講演

英国のEU離脱と日本企業

早稲田大学大学院法務研究科教授 須網 隆夫

パネルディスカッション……………27

【パネリスト (順不同)】

早稲田大学大学院法務研究科教授 須網 隆夫

北海道大学公共政策大学院教授 遠藤 乾

慶應義塾大学総合政策学部教授 渡邊 頼純

【モデレータ】  
日本経済研究センター主任研究員 日下 淳

さる2016年6月23日に英国で実施された国民投票において、英国がEUから離脱する結果となりました。日本企業の中には欧州、特にEUにおけるビジネス拠点として英国を利用しているところも多く、拠点数は1000を超えています。したがって、英国とEUとの今後の関係の変化は日本企業にとっても重大な関心事かと思えます。

そこで、21世紀政策研究所では、2016年10月4日に、須網隆夫早稲田大学大学院法務研究科教授、遠藤乾北海道大学公共政策大学院教授、渡邊頼純慶應義塾大学総合政策学部教授、日下淳日本経済研究センター主任研究員をお招きして、予想される新しい英EU関係の姿、他の加盟国などへの影響の広がり、EUの枠組みに与える影響をめぐって、主に制度面、政治・社会的な側面、通商など国際経済の観点から、中長期的に考えられるシナリオについて議論するセミナーを開催いたしました。

本セミナーが日本企業にとって英国のEU離脱が経営環境に与える影響を考える一助

となれば、主催者としても喜びに堪えません。

二〇一七年一月

21世紀政策研究所理事長 三浦 惺



基調講演（2016年10月4日開催）

# 英国のEU離脱と日本企業

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

## Brexitが投げかけた問題とは

本日のシンポジウムの中心はパネル・ディスカッションであります。私からはパネル・ディスカッションのいわば前座として、皆様に共通の理解をつくっていただくために、EUについて、基本的ないくつかの事項についてお話しさせていただきます。

イギリスの国民投票が6月に行われてから、すでに7月、8月、9月と、状況が進展しているわけですが、明らかにになった部分もあれば、相変わらずはつきりしない部分もあります。おそらく明らかになった部分のごく一部で、大半はまだ今後の議論にすべて委ねられていると思います。

ご存じのように、メイ首相は一昨日、来年の3月末までに離脱通知を行うことを表明したと報道されています。他方、EUの側からは、離脱交渉はイギリスにとってかなり厳しいものになるのではないかと報じられています。

現在でも、イギリスは本当に離脱するのかと思っている日本企業の方がいらっしやると思います。確かにそういう声もあります。ここ1カ月ぐらいの間でも、元首相のブレアが、世論が変わればEUへの残留もあるのではないかと言っています。また日本では

ほとんど注目されていないと思いますが、EUには欧州司法裁判所という独自の裁判所があつて、非常に高い権威を持つているわけですが、この長官も「本当にイギリスの離脱は起きるのだろうか」と疑問を呈する発言をしております。しかし、一昨日のメイ首相の発言を前提とする限りは、離脱を前提にした交渉が開始されることは、間違いないというのが現在の状況だと思ひます。

イギリス離脱の意味を考えるとときには、今までのEUの歴史的発展を、もう一回確認しておく必要があると思ひます。多くの方はすでにご存じと思ひますが、現在のEUの形態は歴史の産物です。つまり、現在のEUは過去から現在までに至る歴史的な経過の中で形成されてきた暫定的なものであつて、未来永劫変わらないものではありません。過去から現在、そして未来に移つていく中、たまたま現在はこの形をしているのだと、現在のEUのあり方を捉えるべきだろうと思ひます。

そのような暫定性は、EUのメンバーシップについても言えます。ご存じのように1950年代に仏独の不戦共同体をつくることを提案したシューマン宣言に基づいて、1952年に欧州石炭鉄鋼共同体が設立されました。そして欧州防衛共同体条約の失敗

など、いろいろな紆余曲折があつて、統合の方向性は、経済統合と平和目的の原子力開発という2点に移り、1958年に欧州経済共同体と欧州原子力共同体が創設され、これらの共同体がその後現在までに至る欧州統合の核をなしているわけです。

三共同体創設後の発展は、二つの観点から考えることができます。一つはEUの地理的な拡大です。当初の6カ国から、EUは現在の28カ国になりました。もちろんイギリスが離脱すれば27カ国となるわけですが、加盟申請中の国もありますので、数はまた増えることも当然予想されます。

他方、EUはその内容もこの間に変化させて

図表 1 EUの歴史の変遷—深化と拡大

1. EUは歴史の産物—過去・現在・未来—
  - ・シューマン宣言からパリ条約（欧州石炭鉄鋼共同体の設立）
  - ・ローマ条約による欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EAEC）の設立
2. EUの拡大
  - ・原加盟国 6カ国→9カ国（1973年）→10カ国（1981年）→12カ国（1986年）→15カ国（1995年）→25カ国（2004年）→27カ国（2007年）→28カ国（2013年）→？
3. EUの深化
  - ・基本条約の度重なる改正
  - ・単一欧州議定書（1987年）→マーストリヒト条約（EU創設）（1993年）→アムステルダム条約（1999年）→ニース条約（2003年）→リスボン条約（2009年）→？
  - ・経済統合を基礎に政治統合へ

きています。EUは、加盟国間の条約によってつくり上げられている組織です。EU自体を設立している条約を「基本条約」と呼んでいます。EUの変更は、この基本条約の改正によって行われていくこととなります。60年代、70年代はほとんど動きがなかったのですが、80年代の後半から基本条約はたびたび改正されています。図表1に記載している改正のほかにも、最終的には発効しなかった憲法条約が2000年代前半に調印されています。これらの基本条約の改正によって、EUは経済統合を中核としながらも、政治の分野に活動範囲を広げてきたのが過去の歴史になるわけです。

### **EUの機構と意思決定手続**

EUは独自の機関を備え、それらの機関によってEUの活動が支えられています。これらの機関の名前は新聞で目にする機会は多いと思いますが、簡単にその内容を確認しておきたいと思います。EUの意思決定には、四つの機関が中心に関与します。これらの機関はどこが違うかという点、どういう利益を代表しているかという観点から見るのが有益だと思えます。

基本条約の中で最初に規定されているのは、「欧州議会」です。欧州議会は、加盟国の国民であるEU市民が直接選挙で選ぶ議員によって構成されています。したがって欧州議会は、EU市民を直接代表する機関です。次は欧州理事会とEU理事会ですが、「理事会」と名前が共通しているのでわかりにくいのですが、両者は別個の機関です。

「欧州理事会」は加盟国の政府首脳が集まる機関で、サミットと考えれば近いでしょう。これに対して「EU理事会」は加盟国の閣僚級の者によって構成されます。分かりやすくいえば、各国から、それぞれの政策分野ごとに大臣が集まって、立法を行うのがEU理事会です。欧州理事会が大まかな政治方針を決めて、それをEU理事会が立法として具体化するという役割分担ですが、どちらの機関も加盟国の政府の利益を主に代表していることになるわけです。

次は皆さんがよく名前をお聞きになる「欧州委員会」です。欧州委員会はEU自体を代表する機関です。欧州委員会は、加盟国の政府と欧州議会両方が関わって委員を選任していきますので、欧州委員会と欧州議会との間には議院内閣制に似た側面が見られ、この欧州委員会がEUの行政執行機関として、内閣のような役割を果たしているわけです。



須網隆夫氏

す。

EUの立法手続に話を移しますが、その特徴は単一の立法機関が存在しない点にあります。日本人の普通感覚からすると、これはヨーロッパ人もおそらくそうかもしれませんが、欧州議会という議会があるのだから、ここに立法権があると思われると思います。しかし、実は欧州議会は立法手続に関与して重要な役割を果たしますが、立法権が欧州議会に専属しているわけではありません。各機関が基本条約によって割り当てられた役割をそれぞれ分担して立法制定する手続きになっており、したがってEUにおける民主主義の在り方は、主権国家である加盟国の民主主義の

在り方とは異なっています。それゆえに、イギリスの国民投票でも問題になったわけですが、EUは果たして民主的に意思決定をしているのかという批判を浴びるわけです。

立法手続は非常に複雑ですが、ポイントだけ申し上げると、一つは立法提案権です。

これは欧州委員会がほぼ独占しています。欧州議会に立法発議権はありません。欧州委員会が提案した立法案について、EU理事会と欧州議会がそれぞれ審議して、共同して決定するというのが全体の枠組みです。EU理事会では、普通は多数決による決定で立法が採択されます。全会一致でない立法できない事項もあるのですが、数的には、現在多数決による立法のほうが多いです。

他方、欧州議会は、もし立法案が気に入らないと拒否権を行使して、その立法を葬り去ることができます。例えばEU理事会で、多数決で立法できる事項の場合、イギリス政府がいくらEU理事会で反対しようが、もし欧州議会が拒否権を行使しなければ、イギリス政府の反対投票はまったく無意味になってしまいます。つまり、他の加盟国が賛成し、欧州議会も承認した立法案をイギリスは無条件に受け入れなければいけません。このような立法手続が、民主主義の観点から批判を浴びる原因にもなっているわけです。

が、どう理解すべきでしょうか。国家ではないEUにおいて、国家と同じ立法手続を採用するわけにはいかないことも事実でしょう。

### 議論を呼ぶEU条約50条の解釈

話はBrexitに移ります。EUから加盟国が離脱する手続きは、従来EUの基本条約の中では定められていませんでしたが、2009年に発効したリスボン条約により、初めて加盟国がEUから離脱する手続きを定める規定が基本条約におかれました。それがEU条約の50条という規定であり、「加盟国は、その憲法上の要件に従って脱退を決定できる」ことが第1項に規定されています。そして第2項では、EUは将来の関係を考慮しながら、ここは微妙な表現ですが、脱退する国と離脱協定を締結するとなっています。離脱協定の締結には、先ほどお話ししたEU理事会の多数決による決定と欧州議会同意が必要です。そして第3項で交渉期間が定められており、離脱通告後2年間が原則になっています。この2年間が過ぎると離脱する加盟国へのEU法の適用は終了します。

この50条の解釈は、現在いろいろな議論を呼んでいます。3点を挙げましたが、もと

もとリスボン条約発効時には、50条が実際使われることはないだろうと認識されていた。日本の研究者の論文にもそのように指摘したものがああります。ところが、解釈も十分に煮詰められていない、その条文が不幸にして使われることになってしまったわけです。

第一は、離脱交渉期間の延長は可能かという点です。この点は、50条が、EU理事会ではなく、加盟国首脳によって構成される欧州理事会による全会一致の決定により可能と明示しています。したがって、もしEUに残る27カ国の中で1カ国でもこの延長に反対する国が出てくれば、その国がどんなに人口の小さい国であったとしても、離脱は起きてしまいます。これがこの問いに対する答えです。

第二は、離脱通告の撤回は可能かという点です。イギリスが、いったん通告して、その後、離脱をやめることは可能なのかという問いです。これには明文の規定はありません。したがって解釈上認められるかどうかにつき議論があり、決着はついていません。

第三は、離脱協定は、EUが単独で締結するのかという点です。この答えは、協定の内容次第です。もし離脱協定に、EUの権限に属さない内容が規定されていなければ、

おそらくEUが単独で締結することになると思います。

「離脱協定」と、離脱後の「将来の関係を規律する協定」にも簡単に触れておきたいと思います。「離脱協定」と「将来の関係を規律する協定」の境界線は微妙で不明確ではないかと議論されていますが、50条は、離脱に際して、二つの協定が別々に締結されることを予定しています。EUの行動は、すべて基本条約に基づくことが義務付けられていますので、何かEUが行おうとすると、必ず基本条約中に根拠条文を探さなければいけません。前者の「離脱協定」の根拠は、先ほどお話ししたEU条約50条です。他方、後者の「将来の関係を規律する協定」の根拠として考えられるのは、基本条約であるEU運営条約207条の通商政策に関する規定と第三国との条約締結を規定する218条になります。EUは対外通商政策につき排他的な権限を持っています。排他的権限とは、加盟国には一切権限がなく、EUにだけ権限があるということです。現在、日本はEUとEPAの締結交渉を行っているわけですが、この交渉相手はEUだけです。加盟国は一切出てきません。なぜなら加盟国には何の権限もなく、EUにだけ通商交渉を行う権限があるからです。将来の関係の中心はEUとイギリスとの通商関係ということに

なるでしょうから、2007条という共通通商政策の根拠条文が、まず念頭に置かれるわけです。

しかし、EUとイギリスの将来の関係には、通商問題だけでなく、域内市場・農漁業・消費者保護・エネルギー等々、それ以外のさまざまな内容が入ってくる可能性があります。例えば、人の移動は共通通商政策の範囲ではありません。しかもそれは、EUだけが権限を持っている領域ではありません。そうすると、これは将来のことなのではつきりしませんが、もし将来の関係を規律する協定が、通商以外の広い範囲の内容を規律することになると、EUと加盟国の双方が当事者となる、いわゆる「混合協定」という形態をとる必要があると予想されます。この場合、EU単独の協定と何が違ってくるかというと、発効のためには各加盟国の批准も必要になり、それだけ発効には時間がかかることが予想されるわけです。

### 「離脱協定」で予想される5つの事項

図表2、3（20ページ）では、「離脱協定」と「将来の関係を規律する協定」を分け

て、「離脱協定」で議論されると予想される交渉事項を列挙してみました。イギリスがEUから離脱することとは、例えば、日本が国際連盟から脱退した状況とは全然違うわけです。日本はいろいろな国際組織に加入していますが、国際組織が直接に、日本の個人、つまり自然人とか企業に権利を与えている場合は多くありません。したがって、国家の判断で、比較的簡単に出たり入ったりすることができます。しかしEUの場合、EUを根本的な部分で支えているEU法は、単に加盟国を対象とするだけではなく、EU内の個人、具体的には、企業及び一人一人の市民に実現できる権利を与えているわけです。そうすると、それら個人の権利をどう処理するのかという問題が離脱の際には必ず生じることになります。

図表2 イギリス離脱交渉の論点(1)  
—イギリス・EU関係の清算

▷ 離脱協定

(予想される交渉事項)

- (1) イギリス在住の他の加盟国国民、EU内に居住するイギリス国民の地位
- (2) 離脱後一定期間について自由移動の適用
- (3) イギリスに所在するEU機関（欧州医薬品庁）の移動
- (4) EUが締結している第三国との国際協定からの離脱
- (5) スコットランド・北アイルランドの地位（EU残留を望む場合）
- (6) その他

その典型が、人の自由移動の権利です。イギリスには多くの他の加盟国の国民が住んでいます。また、100万人以上のイギリス人も、他の加盟国に住んでいます。イギリスが離脱したあと、それらの人たちは一体どうなるのでしょうか。今はEUの域内では国境を越えて人が権利として自由に移動できますから、イギリス人も大陸に行き、大陸からもイギリスに行っています。だからこそ域内の移民、具体的にはポーランド等東欧からの移民がイギリスで急増し、今回の国民投票にも大きな影響を与えたわけですが、離脱後、彼らを一体どうするのでし

図表3 イギリス離脱交渉の論点(2)  
—将来のイギリス・EU関係

▷ 将来の関係を規律する協定  
(暫定期間終了後のオプション)

(1) ノルウェー方式 (EEAへの参加)

EU市場へのアクセスは維持 (自由移動、人の自由移動含む)。EFTAが締結しているFTAの適用を受ける。但し、EU法を引き続き受け入れ。しかも、EU法の制定に投票できない。「現代版不平等条約」(濱本)。

(2) スイス方式

EUとのバイの協定でEU市場にアクセス。但し、アクセスの程度はEUとの合意次第。多くの協定 (スイスの場合100以上) が必要、締結交渉は長期にわたる。

(3) トルコまたはカナダ方式

トルコ方式・関税同盟。カナダ方式・EUとのFTA。EU市場へのアクセスは限定的。

(4) WTO

現在の日本と同じ。

ようか。離脱したその日から「じゃあ帰れ」ということができるのでしょうか。できるはずはないのではないかと思います。それでは一体どういう扱いをするのでしょうか。おそらく一定期間滞在を認めて、他方、新しい人の移動は受け入れないということになるのでしようが、その具体的内容を議論することが必要になります。

人の移動の自由について特に述べましたが、EU域内で保証されてきた商品、サービス、資本の自由移動についても一体どうするのでしょうか。一定期間はそのまま従来の自由移動を保証する形にするのか、それともしないのか。こういったことが議論になると思います。また細かい話になりますが、イギリスに現在あるEUの機関は移動しなければならなくなるでしょう。

第四は、EUが域外の国との間に多くの協定を結んでいる点です。もし日EU E P Aが結ばれていけば、これもそれらの中に入ったわけですが、それらはイギリスとの関係では一体どうなるのでしょうか。これもやはり議論の対象になるでしょう。

第五は、スコットランドと北アイルランドの今後です。これらの地域の世論は、イングラランドと異なり、EU残留を望んでいると報道されています。イギリスの国内問題で

あると同時に、EUとの関係も議論になります。

### 離脱後の英国はEUとどう関係を結ぶのか

さて「将来の関係を規律する協定」の枠組みについては、いくつかのオプションがあることをお話ししておきます。これはのちほど渡邊先生も詳しくお話しになるかもしれませんが、普通3つか4つのオプションが議論されています。図表3の(2)と(3)はひっくり返して一つと数えることもできます。

第一は、普通、ノルウェー方式と言われている、「欧州経済領域 (EEA)」への参加です。イギリスがEEAに参加した場合には、EU市場へのアクセスはそのまま維持できます。またイギリスは、EFTA (ヨーロッパ自由貿易連合) にまず入り、それからEEAに加入することになるわけですが、EFTAはさまざまな国と通商協定を結んでいます。ですからイギリスがここに入れば、わざわざ自分でそれらの国と協定を締結しなくても、既存の協定をそのまま利用することができるというメリットがあります。しかし、他方でEEAは「現代版不平等条約」とも指摘されています。要するに、EEA

において、EU外のEFTA構成国はEUのルールをほぼ無条件で受け入れるけれども、その決定には参加できません。つまり投票権がないにもかかわらず、EUが決めた法律の内容を受け入れなければならないというのがノルウェー方式です。ですからメリットもありますが、主権の回復というスローガンで今回のイギリスの国民投票が戦われたことを考えると、この方式は、イギリスにとって受け入れにくいのではないのでしょうか。そして、一昨日のメイ首相の演説も、やはりこのノルウェー方式は採らないと断言しています。

次が図表3の(2)のスイス方式、(3)のトルコまたはカナダ方式ですが、要するにEUとの二当事者間の協定でEU市場へのアクセスを規定するという形態です。例えば、スイスはEFTAのメンバーですが、EEAへの参加を国民投票で否決しました。そのため、スイスはEEAに参加したEFTA構成国と異なって、EUとのバイの協定を結んでEU市場にアクセスするを行っています。ただし、アクセスの程度・内容は合意次第ですし、スイスとEUの間には分野ごとに非常に多くの協定があります。私が見たわけではないですが、100以上の協定があると言っている文献があります。

ということ、バイの協定の締結というのは、普通に考えれば膨大なエネルギーを要するわけで、その締結交渉には相当な時間がかかるのではないかと思えます。

バイの交渉を行うという点では、次のトルコまたはカナダ方式も同じで、トルコはEUとの間に関税同盟を結んでいますし、カナダはEUとの間にかなり包括的なFTAを結んでいます。

これらのオプションのいずれもがうまくいかなかったときどうなるかという点、WTOによってEUとイギリスの関係は規律されます。そうなれば、イギリスとEUとの関係は、日本とEUの関係と同じことになるわけです。

私は実は、EEAへの参加はメリットもあるけれど、おそらくないだろうと思ひ、スイス方式を採るのかなと何となく思っていました。例えば人の自由移動についても、スイスの場合にはEUとの間に二国間協定を結んでいるのですが、移動について、働く人の場合は労働許可証が要るとか、そういう内容を埋め込んでいくわけです。そうであれば、イギリスが問題にしている人の移動、移民の受け入れという点についてもコントロールできるので、手間はかかるけれど、やはりスイス方式のようなものを追求するので

はないかと思っていました。しかし、一昨日のメイ首相の発言の中には、スイス方式も採らないのだと述べられているようで、ではどうするのでしょうか。E E Aは採らない、スイス方式も採らない、では、どうするのかという点については、一昨日のメイ首相の発言の中には明確ではなかったような気がしました。相変わらずこの点もまだ不透明ということです。



パネルディスカッション

【パネリスト（順不同）】

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

北海道大学公共政策大学院教授

遠藤 乾

慶應義塾大学総合政策学部教授

渡邊 頼純

【モデレータ】

日本経済研究センター主任研究員

日下 淳

日下 先ほど須網先生からディスカッションの前提として、EUの歴史、構造、それから離脱交渉に関するお話をいただきました。このお話を伺っても、離脱をめぐる問題が複雑に入り組んでいて、一筋縄ではいかないことをご認識いただいたと思います。皆さんはBrexit決定のあと、いろいろな情報を収集していると思いますが、その中でもBrexitが非常に多くの問題を投げかけていることをご認識されていると思います。

そこで、本日のパネル・ディスカッションのねらいですが、問題が複雑かつ幅広いことを考えると、すべての問題を一度に論じようと思っても無理ですし、生産的ではありません。問題意識の核心として、EUとイギリスがこれからどうなっていくのか、離脱交渉がどうなるのか、それから、どんなシナリオがあって、今後を展望する上でどんな点に注目していったらいいのか、という点を中心に議論を進めたいと思います。パネリストの先生方には、独断と偏見も含めて、個人的な意見をいろいろお伺いできれば幸いです。

それでは、これからイギリスとEUの関係がどうなっていくのか、ヨーロッパがどうなるのか。その前提としての現状認識も含めたお話を、それぞれご専門の立場から遠藤

先生と渡邊先生にお願いしたいと思います。最初に遠藤先生に、政治の立場からお願いします。

### **英国、EU、世界はどう変わるか**

**遠藤** きょうはベルギーで昔から親しくさせていただいている先輩方とご一緒することができ、非常に光栄に思っております。渡邊先生はベルギー政府奨学金の大先輩ですし、須網先生はルーヴァン大学の同窓で、日下さんともブリュッセルで重なっているということで、非常に珍しい集まりではないかと興奮しています。

今日はイギリス、EU、世界はどう変わるのかということ、日下さんからいただいている課題は、一体どうしてこんなことになったのかという現状認識の話と、それから、これからどうなっていくのかということです。基本的にこの2点に合わせて、なぜこんなことになったのかを基本的に政治・社会からのアプローチからお話しさせていただいて、今後どうなっていくのかについて、イギリス、EU、世界の順にお話ししていきたいと思っています。

宣伝で申し訳ないのですが、今月20日に発売される新書の話に基づいて今日はお話しさせていたただきたいと思っています。

まず、イギリスの6月23日の衝撃的な決定についてですが、これについては基本的なデータや52対48といった話はもうすでに皆さんのご存じのとおりかと思えます。興味があるのは、なぜこんなことになったのかということであり、いろいろな要因がここに絡んでいます。私の見立てでは、三つのことが重なってうねりになっていったという解釈かと思えます。

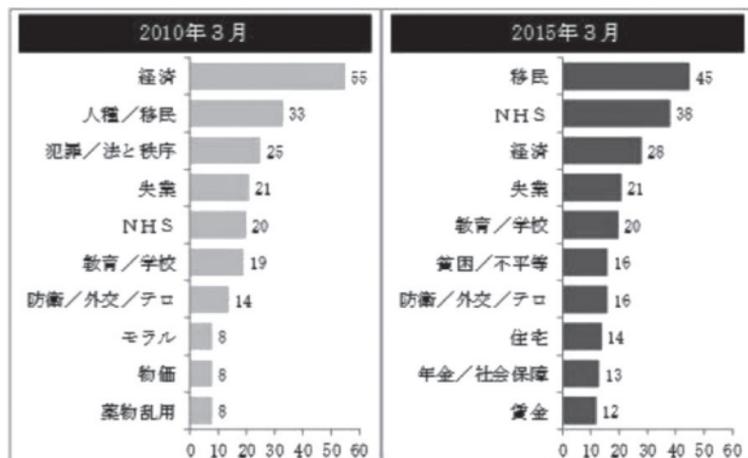
### **移民、財政、地域分離・独立の影響**

一つは移民のファクターです。これは主にUKIPというイギリスの独立党の支持者たちに響く争点ですが、かなり広い範囲に響いていった争点だろうと思います。図表4のグラフは、有権者が何に関心をもっているかのサーベイで2010年と5年後の2015年を比較したものです。リーマンショック直後は、やはり経済に対する関心が非常に高かったところ、2015年になって何がトップに来ているかというところ、やはり

移民だったのです。実はEUというものは、いつもイギリス人にとってはまったくデータの外というか、基本的に関心の薄いイシューですが、移民とかNHSといったものに関わったときに、爆発的な争点になりうるわけです。まさにそこを離脱派は突いていったわけです。

さらに、図表5（32ページ）のグラフはイギリスへの移民の出入りのネットベースのグラフですが、ちょうど冷戦が終わったぐらいから移民が少し増えだして、ブレア政権になったあと増えています。さらに2004年あたりから、これが東方拡大ですが、ポーランド、リト

図表4 キャメロン政権の5年間で有権者の関心は経済から移民、NHS（国民保健サービス）に—「英国にとっての重要な課題」として挙げた割合が高い上位10項目

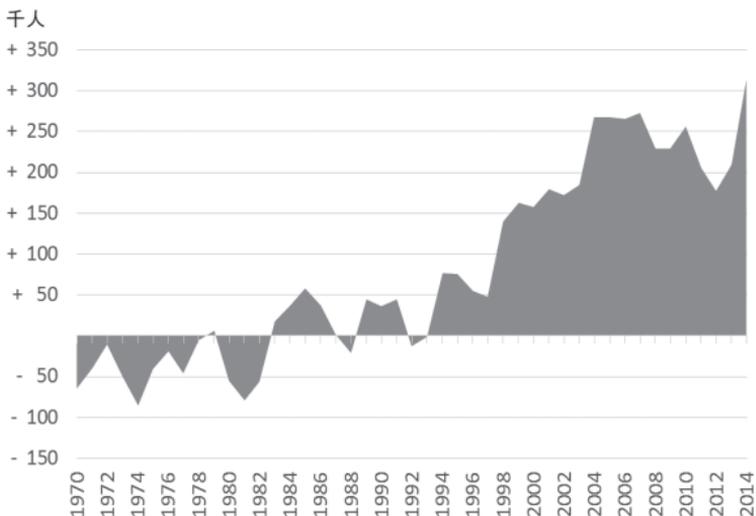


出所：Ipsos MORI, "Issues Index"

アニアといったところに拡大していったあと移民が高止まりしました。これが非常に響いていったわけです。さらに最後、ネットで33万人になったという数値が5月に出了ました。これは10万人に抑えると言っていたキャメロン政権の公約と真っ向から反します。非常、非常に、離脱派からすると押し上げ材料になっていきました。

私はちょうどBrexitの前後に、朝日新聞の記者さんと一緒にイギリスを縦断して歩いていたのですが、スポルディングというUKIPが非常に強いところを訪問しました。そのこのパブの経営者が非常にいい人で、「お前ら南アフリカに勝っただろう」と言

図表5 英国への移民  
(専任、ネットベース、年間ベース)



出所：英国立統計局 (ONS)

われ、何の話をしているのかなと思つたら、ラグビーの話で、すごく親日な方でした。そのパブの経営者が、われわれがインタビューしたときに自分の子供を呼び寄せて、「お前のクラスにいったい何人外国人がいるんだ」と聞きました。私は完全にやりすぎだと思つて見ていましたが、止めるわけにもいかなくて、数えさせるのです。小学校2〜3年だと思いますが、6割ぐらいがポーランドやリトアニアの子で、英語をろくにしゃべらないと答えるのです。

夏になると人口が3倍ぐらいになるというデータもあつて、医療、住宅、教育といった地方インフラにプレッシャーがかかることになるわけです。その意味ではこの移民のファクターには基盤がないわけではありません。それをEUにぶつけるのか、排外主義になるのかはまったく別ですが、こういう基盤のある中で移民というのが争点になつていったわけです。

ちなみに、私は公共政策の失敗だと思つています。受け入れ国イギリス政府、移民を可能にしているEU、それから送り出し国のポーランドやリトアニアにも海外送金で当然ベネフィットが行くわけですから、なぜ三者で例えば移民ファンドみたいなものをつ



遠藤 乾氏

くって、ローカルなインフラを支援しなかったのかなと思います。しかし、そういうものは一切なく、むしろ保守党政権の下で、緊縮財政で地方の財政を締めていって、インフラが貧弱なところに移民が殺到するという実情があったということです。

しかし、この移民ファクターで、UKIPの支持者だけだったとすると、過半にはたどりつかないのです。やはり主流の、何世紀にもわたって、イギリスの政治的な風景の中心にあった保守党の地盤が動かない限りうねりにはならなかったでしょう。そこで最も下腹に響く二つ目の争点が主権とか自決ということとです。自分たちのことは自分たちで決める

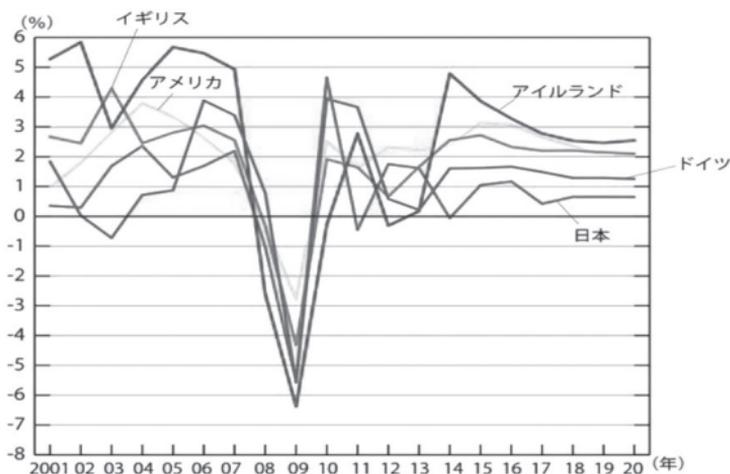
んだという、やや抽象的ですが、ガッツが湧いてくるような争点です。

サッチャーの生地であるグランサムの市長さんともお会いしましたが、一昨日のメイさんとまったく同じ表現を使っていました。free, independent, sovereign stateという言葉方で、もうそこに力が入ってしまうわけです。サッチャー自身そうでしたが、マーストリヒトのところ、90年代の頭ぐらいから、「私たち、本当はコモンマーケットに入たはずなのに、なぜ市民権や通貨、政治統合みたいな話をしているの。話が違うじゃないの」という、原初契約に反すると言いついでです。これが保守党の支持層には受けるわけで、そこがごそつと動きました。ちなみに6・4ぐらいで保守党の支持者は離脱に入っていますが、これが非常に大きかったと思います。それでも私はたぶん45対55とか、48対52で、逆に残留派が勝っていたのではないかと思いますが、さらに駄目を押ししたのが三つ目のファクターとなる労働者たちでした。ここはもちろん労働党の支持層に重なるわけです。ちなみに離脱の投票理由で挙げていたものの半分ぐらいは主権の話です。次に移民が多いのです。残留は経済とか市場とかを挙げていました。

図表6（36ページ）のグラフを見るとイギリスは決して経済は悪くなかったの

です。リーマンショックでみんなへこみますが、割といいほうだったわけです。問題は、ではなぜ労働者は不満を持っているのでしょうか。図表7のグラフは『Global Inequality』という本を書いたミラノ ヴイツチという人の図です。横軸は70億人のグローバルな所得分布です。縦軸は実質所得が1988〜2008年の間、つまりグローバル化という時期と重なりリーマンショックの直前までに、どれぐらい累積で増加したかです。これを見ると、世界の所得分布の真ん中のちよつと上ぐらいがぐつと伸びて、累積してたくさん所得を稼いだことになります。もう一つは、これはよく言われる1%の世界で、日本にはどれ

図表6 実質GDP成長率の推移

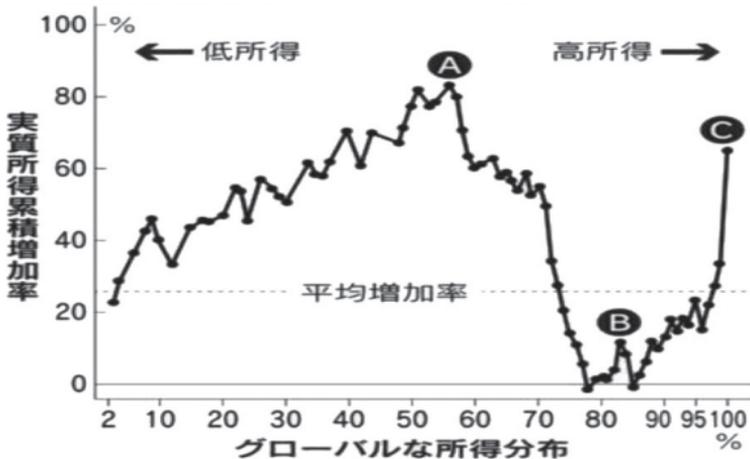


出所：IMF

ぐらいいるのか知りませんが、大金持ちな人たちが所得を伸ばしました。

問題はその間のBの部分です。所得分布では上のほうですが、そこが全然伸びていません。平均増加率を下回るどころか、たまにはマイナスになっています。これは日経の経済教室で書かせていただいたものですが、この層が、この数年の政治の震源地になっているわけです。それは、アメリカで左からサンダース、右からトランプみたいなものが出てくるというのも一つですし、来年大統領選挙があるフランスなどでルペンが躍進していくなど、そういうものの背景をなしています。Brexitも同じです。労働者はこの20年、実質

図表7 グローバルな所得分布ごとの実質所得の累積増加率（1988～2008年）



出所：ブランコ・ミラノヴィッチ氏のデータをもとに作成

所得が伸びていないわけです。ここに問題がきつとあるだろうということです。

その人たちが不満を持ったときにどうなるかというところ、悪の枢軸みたいなアソシエーションができてくるわけです。EUとグローバル化が一緒になってしまおうということですね。ちなみにこれは自動的ではなくて、90年代においては、むしろグローバル化の荒波に対してEUはある種の防護壁になると思われていました。単一市場とか、単一通貨という資源をつくって、その中で連帯を確保していくという社民的なEUの統合主義というものがありました。私が博士論文を書いたドロールというのはまさにそういう人だったのですが、それが今や完全にグローバル化の別の顔というか、グローバル化の先兵みたいな見えてしまうわけです。その典型的なイシューが移民であり、EUがあるからポーランドやリトアニアから移民が入ってくるというわけです。移民というのはシリアとかそういう話ではなく、EU域内から入ってきている、EUが可能にしているものであるわけです。

そうすると、EUとかグローバル化は、一部のエリートのものというアソシエーションができてしまうわけです。これも違うエピソードですが、私の友人のロンドン大学の

教授がニューキャッスルのほうで、Brexitの投票の前に集会に出て、客観的に中立的に経済学者たちに聞くと、移民やEU加盟というのは、経済的にはGDPにとってはプラスであると言う人が多いというニュアンスをつけて紹介したところ、聴衆の一人が立ち上がって、「それはお前のGDPだ。俺のGDPではない」と言ったというのです。GDPに俺もお前もないはずですが、それはもうすでにエリートの特有物として、こういうアグリゲートの数字が語られることになるわけです。

これからというところに話を移していきたいのですが、三つの話をします。イギリスとEUと世界です。

まずイギリスについてです。人によっては賢明でないと言うかもしれませんが、メイ内閣がレファレンダムのあとに国民の決定を尊重しないというのはあり得ない選択だと、私は政治的には思います。Brexit means Brexitというのはまさにそのとおりで、もしそれをやっていないとすると、ものすごくいろいろな憲政危機が起きてきたと思います。やればやるでも憲政危機であり、よく言われるのがスコットランドです。

これについては、私は留保があります。スコットランドは二十数ポイント差で残留を

志向したのにイングランドが圧倒した格好になっています。そうしたら当然ナシヨナリズムが再燃するわけですが、スコットランドについては問題がいくつもあります。一つはconstitutionalな問題で、2014年の独立住民投票というのは、ウエストミンスターが承認したから、あれは正式なものになったわけです。今回それができるかどうかは、私は非常に疑問です。もしそれがないとすると、これはマドリードが認めなかったカタルーニャの投票のような、「自主的な意向調査ですか？」みたいなことを言われて終わるということがあり得るわけです。

2つ目に非常に大きいのは、経済社会です。第一に、スコットランドは結構財政が厳しいです。北海油田の価格が下がって、そこからの収入が減っているからです。第二に、2014年ときの通貨の話についてまだ決着がつかっていません。あの時は、オズボーン財務大臣が、もし出ていったらポンドを使わせないと行って、年金などを抱えている人たちが、いったい僕の年金、私の年金は何の通貨になるんだと不安になりました。そこはまったく解決していません。

第三に、新たな状況として、もしUKがEUから出たあとに、スコットランドがEU

に入れば、当たり前ですが、スコットランドとイングランド、rest of the UKとの間に  
バリア（国境）ができることになります。そうすると、人の移動、物の移動、お金の移  
動が、これまですべて300年以上自由だったはずなのに、そこに壁ができることにな  
ります。この点が、たかが70年ぐらいのヨーロッパとの歴史の差になるわけです。ちな  
みにスコットランドとEUとの貿易はrest of the UKとの比較で言うと4分の1ぐらい  
です。どちらが重要かという話になってしまう。

政治的には、2014年に続いてスコットランドが2回失敗すれば、それはひどいこ  
とになるかと思えます。ケベックの道を歩んでしまうことになります。ほかにもイギリ  
スについては、例えば政党システム自体が国民統合の役割を果たし得ない可能性が今後  
あります。「身もだえるイギリス」という言い方をしたのですが、メイ首相の下で保守  
党はなんとかやっているけれど、労働党が分裂していく可能性が結構あり、これは見も  
のということになると思えます。

## 英国離脱がもたらすEUの憂鬱

イギリスはこのぐらいいしておきますが、肝心のEUです。これも話し始めたらいいのですが、一つはイギリスがいなくなることの影響です。腐ったイギリスという言い方をしてはいけませんが、腐っても鯛みたいなどころがイギリスにはあるわけです。世界的なパワーであり、威信があります。それがEUから抜けていったときに、EUがよって立つ三つの大文字のD、Peace, Prosperity, PowerのPowerの部分に傷がつくわけです。詳しいことはやめますが、予算でも10%、経済的な重みで言うると15%弱、そういうものがごそつと抜けるわけです。それにプラスして安全保障といったことにもなっていくきます。

このあとEUは極右が伸びていって、国民投票合戦みたいな話になっていく可能性が非常に高いです。実際、一昨日もハンガリーで否決されましたが、もう始まっているとも言えます。これがさらに、例えばイタリアで年末に予定されている上院改革の国民投票と銀行危機が重なったりすると、まさに連動危機が深まっていくことになると思います。

ただ、このほろほろのEUですが、崩壊するのでしょうか。もう二十数年も崩壊すると言いつつ論者の方もいらつしやるわけですが、私が見たところ、ボトムラインがどこにあるかという点、独仏の民主主義の底が抜けたとき、政党政治の底が抜けたとき、もうちょっと具体的に言うと、例えばAlternative für Deutschland（ドイツのための選択）みたいな政党、あるいは国民戦線というルペン系の政党の支持がないと政府ができないとか、予算が通らないとか、そうなったときにはEUの底が抜けていく可能性がありますが、私はその可能性は少ないと思っています。

それは東ドイツ側の州議会での選挙での数字と、総選挙での数字というのは違うであろうからです。もう一つ、ドイツの戦後政治がずっと安定していて、大連立+aで乗り切れるであろうからです。フランスについては、大統領選挙は2回で決選投票ですから、2回目にルペンが進むことは確実でも、2回目で鼻をつまんで、お互いの左右の穏健派が勝っていくというのが大方の予想でしょう。

そうすると、もしEUが崩壊しないとすると再編だと思えます。business as usualのままいくとは思えません。もう一つ、そうではないだろうと思うのが、全体を包摂

して、残る27カ国が民主的に納得して、統合の方向に進んでいくというシナリオです。それも有り得ないとすると、同心円的な再編と私は書きましたが、意思がある国で規範的な条件をパスする国、さらに能力の点で満たす国が1部リーグで、例えばポーランドやハンガリーみたいは權威主義みたいなところ、ギリシャみたいは能力のない国は2部リーグという形になっていく可能性が長期的にはあるのではないかと思ひます。

### **グローバル化と国家主権と民主主義は並び得ない？**

最後に世界に対するインプリケーションで話を終えたいと思ひます。さきほどもEUとグローバル化が一緒くたに見えてしまったという話をしました。これとの関連になるわけですが、グローバル化が一方ではまったく止まらずに続いているわけです。90年代初頭の資本移動の量は1日当たりだいたい100兆円ぐらいでしたが、今は500兆円ぐらいになっています。

そんな中で、これはロドリックという人が何年前に言っていたことを援用したのですが、グローバル化（資本主義）と国家主権と民主主義は三つ並び得ないという議論で

す。これはすばらしくレベルの高い議論かどうかというのは別ですが、ある問題をビジネスライズしているのだらうと思います。それは主権的な民意が噴出する一方で、グローバル化は終わらないというこの間の矛盾が解けていないのです。もちろんグローバル化支持者のほうは、「政治というのは非合理で、だめだな」という話になるわけですが、そうではないトランプであれ、ルペンであれ、Brexitであれ、そうしたものが噴出しているのは事実です。

日本でも考えてみると、参議院選挙で東北や北海道のほうで与党がいまいち劣勢だったのは、どこかで引きずっているのだらうと思います。アメリカでクリントンさんみたいな世界的な知性と経験を持つような人でも、TPPみたいなものを、負け組の労働者を目の前にデیفュエンドするのは難しいのだと思います。今本当に求められているのは、おそらく先ほどのグラフ（図表7）で落ち込んでいた象の鼻の部分である先進国の労働者にどれぐらい価値付与するのかということ。それと同時に、グローバル化に背を向けてもグローバル化は続いていきますので、こちらの放縦なままのグローバル化というものに手を入れながら、先進国の国内の労働者に価値付与していかないと、Brexitみ

たいなことはいつでも、どこでも、間欠泉のように起きるのではないかと思えます。

日下 どうもありがとうございます。エピソード、個人的見解も含めた話で、非常に分かりやすかったと思います。同じように現状認識と今後の展望について、渡邊先生に通商の分野からお話しいただきたいと思えます。

### 英国は何を目指そうとしているのか

渡邊 経団連では、これまで皆さまとは、FTAあるいは経済連携協定（EPA）、AP E CのビジネスのA B A C、T P Pといったことでお目にかかることが多かったと思えます。

実は先ほど遠藤先生からも紹介があったように、私もベルギーに留学しまして、College of Europeという欧州統合専門の大学院大学で学びました。またそのあとは欧州委員会でもトレイニーを6カ月ぐらいたったことがあります。そのときはちょうど1978〜79年でしたので、日欧の貿易摩擦が非常に激しいときでした。日欧の貿易摩擦の第一波と言っていると思います。私は域内市場総局に配属され、6カ月間過ごしたわけで

す。そのときに、フランス語で *Espion Japonais*、ジャパニーズスパイというあだ名をもらいました。そのような意味で、ここ40年ぐらいつとEUを見てきているわけですが、それが実は私の研究背景となっております。EUの統合を見ながら、それをアジア、あるいはアジア太平洋地域におけるFTAになんとか生かしていけないかというのが私の問題意識であるわけです。

そういう私にとっては、今回のBrexitは大きなショックでした。国民投票後にフィナンシャルタイムズにキャメロン前首相の写真が掲載されました。Brexit関係の写真で、私が一番気に入っているというのも変ですが、非常にインプレッシブな写真だと思いました。口に手をあてたもので「やっちゃった」「えっ、まさか」という意外感がよく出ていました。今年の11月8日、米国について同じような顔をしたくないと思いますが、まさに「世紀のギャンブル」という表現があたっていると思います。

同じイングランドでも、少し田舎のほうと言うか、イースト、ノースイースト、あるいはウェールズに行くとき反対派が多かったというような地理的な問題があります。もう一つは、若い人たちはほとんどが残留 (remain) だったけれども、60歳を超えると63

%が離脱に投票といった問題もありません。  
した。

図表8はリスボン条約第50条の主な  
条文ですが、最初の部分に英語で“with  
its own constitutional requirements”  
と書いてあります。このconstitutional  
requirementsをどう読むかというのも  
一つのポイントです。

また、条文ではintention(意図)とい  
う言葉が出てきます。EUから離脱し  
ようと思う国は、その意図をEuropean  
Councilにnotifyするとなっています。  
まさに来年の3月までにこれをやりま  
すと、一昨日のバーミンガムにおける

図表8 リスボン条約（欧州連合条約及び欧州連合の運営  
に関する条約、2009年12月発効）第50条

- ・「いかなる加盟国もEUからの脱退を決められる」“1. Any Member State may decide to withdraw from the Union in accordance with its own constitutional requirements.”
- ・「脱退を決めた国は、欧州理事会に意思を通知。EUはその国と交渉し、離脱に関する協定を締結する」“2. A Member State which decides to withdraw shall notify the European Council of its intention. . . . the Union shall negotiate and conclude an agreement with that State, setting out the arrangements for its withdrawal, taking account of the framework for its future relationship with the Union.”
- ・「協定を締結できない場合、欧州理事会が全会一致で交渉延長を決めない限り、通知から2年後にその国へのEU法の適用を停止する」“3. The Treaties shall cease to apply to the State in question, or . . . two years after the notification referred to in paragraph 2, unless the European Council, in agreement with the Member State concerned, unanimously decides to extend this period.”

保守党の党大会でメイ首相がおっしゃったのですが、このintentionを巡って結構議論があります。これは後ほど最後で触れたいと思います。そして、来年の3月までに離脱の通告をメイ首相がすると、そこからチクタクチクタクと時間を刻み始めて、通知から2年後にその国、つまりこの場合はイギリスに対する、EU法の適用が停止されます。

今後の展開にもよりますが、早くても離脱の交渉期限が2019年の3月とか4月ということになるのかもしれませんが、このあたりが一つの山になってまいります。その後、EUと第三国との間の協定、あるいはEUとイギリスとの間の協定といったものが交渉され、非常に時間のかかるプロセスが展開していくことになります。時間がかかればかかるほど、われわれ日本のような第三国にとっては透明性が必ずしも確保されない、あるいは予見可能性が非常に低い状況が降り注いでくるわけです。それは日本の経済を支えている皆さんにとっては非常に厳しい状況であろうと考えます。

イギリスがEUから抜けたあと、EUとどういう関係を結ぶかについては、すでに須網先生からご報告がありました。ノルウェー型、スイス型、あるいはトルコとの関税同盟型があります。あるいははまだ発効していませんが、最近交渉をまとめたカナダ型の



渡邊頼純氏

FTAというのがあり得えます。日本もまさにバイでEUとのFTAを交渉中ですが、このFTAカナダ型から上はいわゆる特惠的な(preferential) 関係を持ちうるわけです。preferentialなものがない場合は何かというと、まさにWTOの最恵国待遇に基づいたものになります。

現在の日本、アメリカもそうですが、まさにこの特惠のないレベルで、今EUとお付き合いをしています。そうなると、例えばモノの貿易についてはGATTですし、サービスについてはGATS、金融サービスについてもGATSの中に含まれてきます。人の移動もGATSにおける人の移動の部分のみにな

ります。特惠待遇は無しでWTOのMFNの待遇のみになってくるということですが。したがって、できるだけ何らかの形で特惠的なマーケットアクセスを維持したい、継ぎ目のない移行期間を含めて、特惠的なものを維持したいというのが、たぶんイギリスのねらいだと考えることができるわけです。

ここで、なぜイギリスがそこまでこだわるのかということを少し説明したいと思います。一つはEUの特惠構造です。EUを真ん中に置いて、EFTA（欧州経済領域）のよ  
うな、EFTAとの自由貿易地域のようなものがその周りを取り囲み、さらにはこれか  
らEUに入ってこようとする国、例えば今だとセルビア、モンテネグロなど旧ユーゴス  
ラビアの加盟候補国が、さらにその外の同心円に入ってきました。日本やアメリカとい  
つた国々は、さらにその外の同心円に入ってくるということですが、イギリスは、現在、こ  
の同心円の真ん中にいるわけですが、Brexitすると、そのすぐ外側に落ちるのか、さら  
にその外の枠に落ちるのかということになってくると思います。

もう一つはピラミッドで考えると、その頂点にはEFTAとのEFTAがあります。さ  
らには今申し上げた、加盟候補国が欧州協定と称して、政治、経済、その他の社会問題

等を含めた連合協定を結んでいます。アフリカとカリブとパシフィックの国々（ACP諸国）とは、EUはコトヌ協定を結んでいます。こういうアソシエーション、アグリーメントのレベルがEEAの次のカテゴリーになります。そして、ある意味で最も底辺であり、特惠的な関係がないのがGATT、WTOの最恵国待遇ということになります。イギリスがEUから抜けると、EFTAのレベルに来るのか、あるいは連合協定的なレベルに来るのか、あるいはもう特惠的なものは何もなくて、MFNに基づいたWTO関係に入るのみなのかということがあるわけです。

ベラ・バラッサによる経済統合の類型によれば、貿易の自由化の一番シンプルな形として、自由貿易協定に基づいた自由貿易地域というものがあります。これはまさに域内の関税撤廃で、例としてはEFTA、NAFTA、韓EUがあり、日本のEPAやTPPもこのカテゴリーに入ります。

次の段階が関税同盟です。EECはまさに1958年に、Customs Unionとしてスタートしています。これは域内の関税撤廃に加えて、対外共通関税を設定しております。それ以降、EUは紆余曲折を経ながらも統合の水準を上げてきており、コモンマーケット

ト、すなわち単一市場 (Single Market) という形で1993年以降、これを実現しています。

さらにマーストリヒト条約以降は、経済通貨同盟 (EMU) という形で通貨統合を含めた経済同盟をつくっています。現在のEUのEMUは、まさにこのベラ・バラッサが言うところの経済同盟に匹敵するものだと思います。

その最終段階が完全な経済統合とベラ・バラッサが呼んでいるものですが、これはご覧のように財政統合を含んできますので、実例は存在しないことになります。したがって経済同盟までが、現実にはわれわれが見ている経済統合になります。

上から下に、よりディープになるほど、貿易の自由度、あるいは自由化度は高まります。しかし、同時に経済主権という観点からは逆になります。つまり、経済主権というものをより維持しているのが自由貿易地域だとすると、経済同盟になると通貨統合が入ってきて、通貨を発行するという経済主権も放棄することになるわけです。したがって、上から下へよりディープな経済統合を進めていくと、国家主権に対する制限がより大きくなるということです。

イギリスは、自由貿易地域は良しとしています。だからこそイギリスは1960年にEFTAを主導してつくったわけです。今回、再度、EFTA諸国とEEAに入るとか、スイス型、ノルウェー型と言っているのを聞くと、ある意味ではイギリスが先祖返りをしていような気にもなるわけです。経済主権に対する制限が、より深いな経済統合を進める中で徐々に大きくなってきたことで、イギリスはある意味で元に戻ろうとしていると考えることができるのではないかと思います。

### 国際通商体制の今後の展望

次は、イギリスが離脱後、EUの単一市場にフリーアクセスを確保するための条件からまずご説明します。一つは財政的貢献をやらなければならないということです。これはEFTA諸国もやっていることです。それから、域内移民の受け入れもやらなくては いけません。人口比例でイギリスが受け入れた2倍のEU域内移民を、EFTA諸国は過去受け入れた経緯もあります。そして、EU法あるいは規則の採用をやらなければなりません。

図表9はEUへの年間の財政の貢献ですが、ノルウェーはEUのメンバー国ではありませんが、現状において一人当たり既に115ユーロをEUの予算に貢献しています。それに対して、イギリスはわずか79ユーロで、実は現時点においても、イギリスはEUのメンバー国でありながら、メンバー国ではないノルウェーより少なくしか払っていません。そういうことを考えると、ノルウェー型やスイス型が難しいというのも何となく腑に落ちるところがあるわけです。

離脱したイギリスが、preferential (特恵的) なマーケットアクセスを持ってないとき、どうなるのでしょうか。さっきはWTOしかないとい

図表9 EUへの年間財政貢献

|           | GDP比率(%) | 国民一人当たりの負担額(€) |
|-----------|----------|----------------|
| アイスランド    | -0.05%   | -25            |
| スイス       | 0.02%    | 12             |
| リヒテンシュタイン | 0.03%    | 40             |
| ノルウェー     | 0.16%    | 115            |
| 英国        | 0.25%    | 79             |
| イタリア      | 0.29%    | 79             |
| フランス      | 0.32%    | 100            |
| オランダ      | 0.36%    | 140            |
| ドイツ       | 0.39%    | 131            |

出所：bruegel.org July 19 2016

うお話をしました。そうすると、イギリスは現在WTOの加盟国ではありませんが、あくまでもEUの共通通商政策の中の一国として、EUの対外共通関税の枠の中で通商に関わっているわけです。ですから、イギリスがEUから抜けると独自の関税譲許をしなくてはいけません。

現時点では、イギリスは便宜的にEUの対外共通関税と同じ水準の関税にするとされているそうですが、それをEUが認めるかどうかは、まだ交渉にかかってくるだろうと思います。そうすると農水品目で2500、製造業品目で7500、合わせて約1万近いタリフ・ラインについて交渉する必要があります。果たしてそれだけのヒューマン・リソースをイギリスは持っているのかという問題が出てきます。サービスについても、政府調達についてもわかりです。イギリスがEUの共通の通商政策から抜け出ることに、関税、サービス、政府調達といったところで、イギリスが独自の交渉を展開する必要が出てくるのではないかと思えます。

そういうことがあるため、イギリスとしてはいろいろ手を考えるだろうと思います。その中では、アメリカ、日本、中国といった国と、イギリス単独のFTAを進めていく

必要に迫られるかもしれません。それに対して、コットンというアメリカの上院議員、アーカンソー出身のリパブリカンですが、彼はNAFTAに入れたらどうかと言っています。フロマンはTPPでもいいという言い方もしています。

図表10は欧州改革のためのセンター(the Centre for European Reform)のチャールズ・グラントという人が言っているのですが、Brexitするとイギリスは6つの交渉を行わなければいけないということです。離脱交渉、最終的なEUとの貿易関係についての交渉、当面をカバーするための暫定協定、WTOのメンバーとしての再加入のための交渉、EUが協定を締結している50カ国以上の国々との間の協定もや

図表10 Brexitに伴い英国が行う交渉

- ・ EUからの離脱交渉 (negotiation on departure from the EU)
- ・ EUとの最終的貿易協定 (an ultimate trade pact with the EU)
- ・ EUとの暫定協定 (an interim agreement with the EU to cover the period between exit and the longer-term deal)
- ・ 単独のWTO加盟国としての再加入 (re-entry into the WTO as a full member)
- ・ EUとの協定を締結している50カ国以上の国々との新たな協定 (new arrangements with the 50 or so countries that now have an accord with the EU)
- ・ 外交防衛・内務・司法協力、対テロに関するEUとの新協定 (UK-EU ties in foreign and defence policy, police and judicial co-operation and counter terrorism)

出所：Charles Grant, the Centre for European Reform

らなくてはいけません。さらに外交防衛・内務・司法協力、対テロ協力などについてもEUと新協定を結ぶ必要があります。これはなかなかイギリスにとっては大変だということですよ。

まさに『フィナンシャル・タイムズ』のカリカチュアに出てくるように、Brexit means Brexitですが、「よいしょ」というにはあまりにも重いヘビータスクが待っているということだろうと思います。

EUに展開している日本企業として、これからどうするのかということですが、やはり重要なことは、一つは複雑なそして複数のシナリオがこれからますます展開していくので、wait and seeで、ビジネス活動をbusiness as usualで進めながらもリスクヘッジをしていく必要があるだろうということです。同時に日英のFTAといったことについても、そろそろ考えておく必要はあるかもしれませんが。それから、日EUのEPA交渉の大筋合意を進めることも必要だということがあるだろうと思います。

今後の展望ということで言うと、デーヴィスという離脱協定を交渉する人と、フォックスという国際貿易大臣、外務大臣のジョンソンの間のコーデイネーションがあまりう

まくいっていないということもあり、交渉には非常に時間がかかるだろうということが言われています。日本としては離脱後への継ぎ目のない移行をいかに実現するのが非常に重要なポイントだと思います。

メイ首相は一昨日の保守党の年次大会で、非常にはつきりした形でシングルマーケットからの離脱を宣言しています。それを見たギデオン・ラフマンという『フィナンシャル・タイムズ』の論説委員は、メイ首相はBrexitのトラップ（罠）にかかったと言っています。つまり、今の状態で交渉に入っていくと、一方では時計が2年間という時間を刻んでいき、そしてイギリスとしてはなかなかタイム・プレッシャーの中でいい手が出てこないということになり、彼女が背負っている先ほどの六つの交渉という重荷がますます大変になっていくって難しくなるということなのです。

最後に、三つのシナリオについてですが、メイ首相は“Hard Brexit”とか“Soft Brexit”という問題ではないと言われましたが、やはりそういう問題だろうと私は思います。私はあえて三つ目の“No Brexit at all”というオプションも紹介しておきたいと思います。やはり、2年間の交渉が進行していく中で、あまりのヘビーなワークロード

に、徐々に“Brexit Fatigue”あるいは“Bregret（後悔）”ということが出てくると思われれます。そして、2020年には総選挙があります。そこで新しいpolitical legitimacyが出てくれば、constitutional requirementsを新たに模索する動きが出てくる可能性もあるだろうと思います。

そういう中で、ジャン・クロード・ピリスという欧州理事会の法務部の総局長は、いったん出したintentionを変える可能性は十分ある“*No legal obstacle to the UK changing its mind*”と言っています。私はもし賭けをするとすれば、やや冒険的ではありますが、三つのオプションの中で三つ目に賭けるのかなと考えます。

日下 ありがとうございます。今のお話を伺って、あらためてこのBrexitが投げかけた問題は非常に幅広く、複雑であることを受け止めましたし、皆さまもそのように受け止められたのではないかと思います。

最初に、離脱交渉に話を戻して議論を進めたいと思います。須網先生、最初の講演で離脱交渉について触れられ、チェックポイントというか、争点が非常にたくさんあるとお話をされました。しかし、まだ語り尽くしていない点も多いと思います。そのへんに

ついでお話しただけででしょうか。

### 離脱交渉のチェックポイントと争点

須網 渡邊先生がおっしゃったことと同じですが、要するにイギリス政府は、できるだけEU市場にアクセスしたいと述べています。他方、国民投票への議論からも明らかのように主権は回復したいと言っています。この両者の両立は可能なかということです。端的に言えば、「EU市場へのアクセス」と「主権の回復」は本質的に矛盾すると思います。イギリスがEU市場へのアクセスを維持しようとすればするほど、主権が制限される部分が出てくるのは仕方ありません。一口にEU市場へのアクセスと言っても、会社によっていろいろ状況は違うと思いますので、なかなか一概には言えませんが、全体的に見たときには、イギリスが国家主権にこだわるほど、EU市場へのアクセスの程度は低下せざるを得ません。

これを両立させる、つまり一方で主権は回復して何でも自分で決める、しかし、EU市場には今までと同じ、もしくはそれに近い形でアクセスすることを同時に達成するの

は無理ではないかと思えます。結局どこかで何らかのバランスが図られざるを得ないところ、どこでバランスが図られるのかが、今後の離脱交渉を見ていく一つの観点でしょう。

**日下** 須網先生は、Brexit以降、ヨーロッパの法律等の専門家など、いろいろな方とお話しされていると思います。面白い見方や、離脱交渉について特にわれわれが留意したほうがいい見解はありましたか。

**須網** 一昨日のメイ首相の発言により、また状況が変わってくるかもしれませんが、国民投票後、イギリスのローファームがたくさん日本に来て、Brexitシンポジウムを開催しています。先ほどお話しした、EEA、スイス、カナダ、あとWTOを入れて四つのオプションはそこでも説明されますが、一体どれに落ち着くのかは、今の段階では誰も分からないというところが真実でしょう。

EEAについても、EEAに入ることは、イギリスにとってみれば、今よりもさらに主権が制限されることになります。つまりEUに入っている間は、先ほど説明したEU理事会で個々の立法案に投票することができ、また、欧州理事会の場で、EU全体の方

針決定に影響を及ぼすこともできるわけですが、EEAになってしまえば、EFTA側の構成国には、そういうことは一切できないわけです。

さてEFTAには、EFTA裁判所というEEAの中でEFTA側を担当している裁判所があり、最近その長官が来日されて、経団連の中でも少人数でミーティングを持ちました。彼は、イギリスを受け入れるために、EEA自体を変えるべきだとおっしゃっていました。つまり、EFTA側とEU側が共同して決定できるように変えるべきだということです。もともとEEAをつくろうとした1980年代末には、そういうアイデアだったのです。しかし、スウェーデン、フィンランドなど、EFTA構成国の多くがEUへの加盟を選択し、EFTAに残る国が、リヒテンシュタインとかアイスランドなど、小さな国だけになってしまいました。ある程度の大きさを持っているのはノルウェーだけです。そのノルウェーも小国です。そういう状況の中で現在の仕組みは決定されたということです。ですから、もしイギリスがEEAに加入するのであれば、今のEEAの枠組みを変えざるを得ないという趣旨です。

確かにその指摘には一理あるし、共同決定への変更は合理的であるとは思いますが、

そのためにはE E A条約の改正交渉が必要になります。全E U加盟国とE E Aに参加するE F T A構成国、合わせて30以上の国が参加して国際条約の改正交渉を行うことになります。E E Aにかける、それだけの政治的なエネルギーが果たしてあるのか、さらに条約が調印されても批准の手続きが必要になりますので、簡単にはいかないのではないかとというのが私の印象です。

日下 離脱交渉には法律的な手続きのほかに、政治的な力学も絡んでくるわけですが、それをイギリス、大陸欧州両面からどのように見たらいいのでしょうか。遠藤先生、お願いいたします。

### **国民主権（国民投票）は議会主権よりも深い**

遠藤 交渉については、まだ見通せないところがあるのですが、渡邊先生のご発表の中にBrexit will never happen系の話が出てきたので、そこに巻き戻して話をしたいと思います。私自身がどこに賭けるかというのは別ですが、ハードなのかソフトなのかは分かりませんが、Brexitは起きてしまうだろうと思っています。もう少し民主主義とか主

権というところを見たほうがいいのかなと思っっています。

イギリスはご存じのように議会主権、国会主権の国です。男を女に変え、女を男に変える以外のことはすべてのことができると言われた有名な議会です。われわれ自身が議会制民主主義のモデルとして見上げてきた国だったわけですが、その国が国民投票をやると言ったとき、それとの間の関係がやはり問題になるのだと思います。

これは私自身がイギリス時代に師事した、キャメロン氏の先生でもあったボグダノーという憲法学者が当日のBBCで言っていました、「国民主権というのは議会主権よりも深い」という言い方です。これは考えてみると当たり前で、主権たる議会が誰によって選ばれているのかという話です。それは国民なわけで、その国民が直接声を上げてしまったときに、議会主権の国という建前が利かなくなっていくことだと思いません。

もし、今回の離脱の話をダイレクトに次の総選挙で問うと、2016年の国民投票と20XX年の議会選挙の正統性の争いになってしまいます。同じ国民に問うのですが、国民が直接に問われた今回に対して、議会選挙になると、それは代議士に任せることに

なります。国民自身はそういう受け止め方をするだろうと思います。したがって、国民主権が勝ってしまう側面があると思います。これが原理的な考察です。

二つ目に、もし議会選挙で今回と同じ争点を問うとします。今回のまま行くとはもちろん思いませんが、投票行動をそのまま選挙区ごとにシミュレーションします。そうすると、429対299で離脱派の圧勝なのです。これはちなみに1997年のブレアの大勝以上の大差がつくということで、議会選挙で問うたところで勝つ保証はまるでありません。私はもう一回やってもたぶん負けると思います。これを確認した上で、離脱交渉がどうなるかという話だったのですが、離脱自体はたぶん起きてしまうだろうというのが、とりあえずの見立てです。

この先どうなるのかというのは、今ではほとんどカバーされたと思います。先ほどの離脱の理由の中で、私は主権と移民を挙げました。その分析からby implication、イギリス人が何にこだわっているのが導かれてしまうわけです。そうすると、EU側のpreference、つまり単一市場へのアクセスと、人の移動のバースターになって、このジレンマが解けないことになってしまう。EU側は譲歩するインセンティブが非常に薄い

です。

先ほどE E Aの話にもなりましたが、E C Jみたいな、自分たちの最後の決定権みたいなものにこれだけ数十年こだわってきた裁判所が、E E A諸国との間で判断をシェアするなんていうことは、法学者を前にして釈迦に説法ですが、なかなか考えにくいということです。

**日下** 渡邊先生は、通商問題、通商交渉などにもいろいろ関わって来られました。実際に経験したり、見てきたこともあると思います。そういう経験も踏まえて、この離脱交渉について、具体的にどんな困難が伴って、どういうところをポイントに見ていかなくてはならないか。その辺について、詳しくお話してください。

**渡邊** 私自身も外務省の経済局にいたときは、担当分野の一つとしてE Uとのバイの経済関係を見ていました。そういう中で、特に日E UのF T AあるいはE P A交渉を開始するに当たって、日本は非常に苦勞するわけです。関税が日本側は、特に工業品関税は低く、例えば自動車で言うところと0%です。それに対してE U側は10%ですから、交渉を進めていくインセンティブがE U側にはありません。しかし、日本側は進めたい、特に韓

国とEUのFTA交渉がすでに始まり締結される方向に向かっていたので、日本としては韓国に対して劣後している状況を挽回する必要があったわけです。そういうときに、EUの中ではそれほど人気のないFTAについて、EU加盟国でどこの国が背中を押してくれたかという点、やはりイギリスだったわけです。

イギリスは基本的には自由貿易に対してはコミットしてくれています。これは私がウエルグアイラウンドをジュネーブでずっと見ていた5年間の間も、やはりそういう感じがありました。日EUについても、やはり最初に日EUのFTAやるべしということでも声を上げてくれたのはイギリスでした。

そういう中で、ドイツやフランスを中心とした欧州自動車工業会などは、非常にハードルを高くしてなかなか日本との交渉に前向きになつてくれませんでした。そういう状況があったことを考えると、イギリスがもしEUから抜けてしまうと、日EUのFTA交渉をEU側でプッシュしてくれる国がほかに見つからないということがあります。

イギリスのBrexitというのは、あくまでもEUからの離脱あるいは経済主権の若干の回復であって、必ずしも貿易の保護主義化をイギリスが目指しているということではな

いと思います。

彼らとしては何らかの継ぎ目のないEUとの経済的関係、あるいは特惠的な経済関係を確保すべく交渉するだろうと思いますが、問題はやはり人材のavailabilityだと思います。1973年にイギリスが第1次の拡大でアイルランド、デンマークと一緒にEECに入ってから以降、今日に至るまで40年以上、通商政策はon behalf of the member statesで欧州委員会がやってきています。イギリスも例外ではありません。徐々にイギリスの中でも通商、貿易を見ている人たちは、欧州委員会にいわば出向する形で、欧州委員会の貿易総局として交渉することになってきていくわけです。そういう意味では一つの大きなネットワークは、イギリス政府の中に通商交渉ができる人材、ノウハウを持っている人材の層が少し薄くなっていることです。したがって、今イギリス政府は一生懸命、例えば欧州委員会の貿易総局でかつて働いていたイギリス人OBとか、もう引退したような人に、もう一度イギリス政府のアドバイザーとして一緒にやってくれと声をかけている状況であり、なかなか離脱交渉も難しいと思います。また、新しいEUとの貿易協定を交渉していくのも、イギリスにとっては大変難しい課題ではないかと思えます。

日下 この離脱に関して補足的な質問を遠藤先生にしたいのですが、先ほど当面の見立てとして、民意を覆すような形の行動はあり得ないと指摘されました。当面というのはだいたいどれぐらいの時間軸を考えていますか。

遠藤 時間については結構難しいです。52%以上の人が今回の決定は正しかったといまだに言っていますので、Brexitについてはあまり多数派ではないと思います。しかし、今のところ出てきているデータは悪くないですが、もしイギリス経済がこのあと壊滅的なことになって、本当にイギリスの人たちがBrexitをregretしはじめ、これが本格的な経済的なカオスを生んで、Hard Brexitのあとにひどいことになったということになると、そこで初めて気運が生じる可能性があります。

ただし、私が先ほど申し上げたのは、再決定するときの枠組みはおそらく国民投票でなければいけないということです。なぜかという点、議会主権だけでは正当性が足りないからです。そうすると、そんなに簡単にしょっちゅう国民投票をやるわけにもいかないだろうということですね。例えばリスボン条約とニース条約でアイルランドが、マーストリヒト条約でデンマークが2回など、例がないわけではないですが、今回は白黒つけ

るメンバーシップの国民投票であり、そんなに簡単に繰り返せないと思います。そうすると、ここは完全にスペキュレーションになります。5年以内ということはないし、普通は二桁、10年ぐらいたないといけないかと思いますが。ただし、そのときに加盟を問うEUの存在自体がどうなっているのかというのは、また別の話だと思います。

**日下** それでは、イギリスとEU、ヨーロッパがこれからどうなっていくのかについて伺いたいと思います。そもそも離脱交渉がどうなるかも見えませんので、こういう質問をするのが無謀なことは十分承知の上で伺います。

まず須網先生に伺います。イギリスのBrexitによって、EUの構造、EU法の在り方そのものも何らかの形で変わっていかざるを得ないと思いますが、そのへんの見立てをどう考えたらいでしょうか。

### 英国離脱後のEUの将来とEU法

**須網** 見立てと言えるほどのこともないのですが、先ほど遠藤先生がEUは「グロー

バル化への防護壁」か、「グローバル化の先兵か」という話をされました。1990年代前半ぐらいまではグローバル化への防護壁、ヨーロッパ的な価値を守るものとしてEUがあると言われていましたが、最近では、むしろグローバル化の先兵と捉えられているという話だったと思います。

私もそこに関心を持ちます。今回のBrexitが、単にイギリスだけでとどまるのか、それとも他のEU加盟国にも影響していく問題になるのかを考える時、EU法の立場からも、いくつか気になることがあります（図表11）。もともとEUは統合を、EU法という独自の法秩序を手段に進めてきたところに特徴があるわけです。

図表11 イギリス離脱後のEU—EUの将来とEU法

EU法の果たす役割—統合の成果の固定、安定的なビジネス環境の提供

幾つかの不安要因

- (1) ユーロ危機・難民危機への対応と法の支配  
基本条約の強引な解釈に基づく危機対応措置・EU法の枠外の国際条約と基本条約（財政条約）
- (2) EU加盟国の価値の共有（法の支配・人権・民主主義）への疑念  
欧州委員会とポーランドの対立（憲法裁判所）
- (3) 自由移動と非経済的価値の相克  
会社の自由移動と労働者の権利、商品の自由移動と表現の自由
- (4) EU法の基本原則の無視  
難民の再配置とハンガリーの国民投票（EU法の優位への挑戦）

EU法は、本質的には国際法とそれほど変わらないものと言っても良いかと思いますが、EUの裁判所は自ら、それは国際法とは違うものだとして強調して、国際法の諸原則から自らを解放し、実際上も国際法以上の高い実効性を達成してきました。実際、統合を進めていくときに、政治的な推進力があるときもあれば、ないときもあります。しかし政治的な推進力があるときに進んだ部分をいわばEU法によって、比喩的に言えば、コンクリートのように塗り固めてしまつて、推進力がなくなつても、統合が簡単には後退せず、次に政治的な推進力が生じる時期が来ると、従来の到達点からさらに進み、また塗り固めて後退できないようにする、このような形で統合は進んできたとも言えるわけで、統合に果たす法の役割は非常に大きいわけです。

4つの自由移動を進めて、単一市場を実現することがEUの大きな目標ですが、当初の60年代・70年代は、例えば、商品の自由移動の分野で問題が生じるのは、EUの自由移動の原則と、加盟国の非関税障壁を構成する様々な規制との間の関係であったわけですね。例えばドイツには、ビールはすべてホップと小麦と水によって作られなければならないという規制があります。それ以外の原料が入っているものは、ドイツではビールと

して売ってはいけません。従って、日本のビールは原料に米が入っている場合が多いので売れません。そのような、どっちでもいいようなルールといつては怒られますが、それほど本質的ではないルールの適用を排除するために自由移動の原則は機能してきたわけで、そのときは特に大きな問題は生じなかったのです。

ところが90年代の半ばぐらいからだと思いますが、自由移動をさらに完成させようとする、加盟国内にある別の種類のルールとぶつかるようになってきます。例えば、労働者の権利や基本的人権の保護などとの抵触です。例えば、商品の自由移動と表現の自由が問題となります。環境保護団体が、アルプスのトンネルのそばでデモをしていました。そのためにトラックの運行が一時的に制限されました。その結果、デモは、商品の自由移動を一時的にせよ阻害することになります。そして、そのデモを許可したのは誰だとなると、当然加盟国になるわけです。つまり、その加盟国の行為と、商品の自由移動が矛盾するのではないかと、どちらが優先するかという議論になるわけです。

このように、自由移動と非経済的なさまざまな価値が抵触した場合、欧州司法裁判所



は、もちろん常にはないのですが、自由移動を優先させると見えるような判断をこれまで積み重ねてきました。つまり、EUの単一市場は、国内市場と比べれば、壊れやすいもの（フラジヤイル）ですから、裁判所はできるだけ自由移動の原則を守ろうとします。つまり少しでも例外が生じると、もともと弱いものですから一気に壊れてしまうのではないかという、ある種そういう強迫観念に駆られているのかもしれません。自由移動を優先させます。しかし、本来「商品の自由移動」と「表現の自由」を同じレベルで比較して良いのかは微妙な問題です。同じようなことが、会社の自由移動（開業の自由）と労働者のスト権という形でも問題になってきました。こういった判断を欧州司法裁判所が蓄積してき

たことが、先ほど遠藤先生がおっしゃっていたような「グローバル化の先兵」とEUが見られる一つの原因だったのではないでしようか。

要するに、EU法の立場から考えても、反EUの人たちに口実を与えたと云っては語弊があるかもしれませんが、多くの市民に不安を感じさせる内容の判決も少なくなかった気がします。このような判断が修正されないと、要するにどこでバランスを取るかが、少し自由移動一辺倒ではない方向に変化しないと、EUとグローバル化が同視されてしまう状況は変わらないのではないかと思います。逆にもしそういうところが変わらなないと、今回のイギリスと同じような事態が他の加盟国でも起きる火種になるのではないかと、というのが私の懸念です。

**日下** EU法の仕組みというか課題というか、そのへんも普段日本にいとあまり認識していないポイントの一つではないかということですね。

渡邊先生にお伺いいたします。ヨーロッパがどうなっていくか、EUがどうなっていくかという話ですが、通商について、先ほどイギリスのサイドに立てばやるのがたくさんあって大変というお話を伺いました。EUのサイドに立てば、通商の在り方、これ

からどんな課題が生じて、どういう展望を注意しなければいけないのか、そのへんについて触れていただけるとありがたいです。

**渡邊** EUのほうで、今回のBrexitの動きをどう見ているかということからまずお話ししたいと思います。先週ソウルにおいて日本と中国と韓国の専門家が集まってBrexitの議論をしたのですが、そのときヨーロッパから来ていた研究者の話はなかなか面白かったです。つまり、大陸側としては、今回のBrexitを使って一気にクリーンアップ（掃除）したいということなんです。Brexitの国民投票があったそのすぐあと、欧州委員会のジャン・クロード・ユンカーもすでに「EUとイギリスとの間の離婚は残念なことではあるけれども、必ずしもわれわれはそんなに深い愛によって結ばれていたわけではなかった」という言い方をしているわけです。

要するに何が言いたいかというと、1993年のマーストリヒト条約からあとは、オプト・イン条項、オプト・アウト条項というのができて、ヨーロッパ統合は一つのスピードで進んでいくものではなく、複数のスピードで進んでいくことになっています。その中で、例えば社会政策みたいなことにドイツは非常に力を入れるわけです。ドロール

なども非常に力を入れ、社会協約みたいなものをマーストリヒト条約の中に入れてようと思います。1993年から単一市場がスタートしますが、その法的根拠となった単一欧州議定書の中で、社会政策というのにはイギリスは参画していません。サッチャーの時代に非常に社会政策に対してネガティブな態度を取ります。しかし、最終的にはマーストリヒト条約で社会協約も含まれるような形になるわけです。そこに一つイギリスにとっては大きなハードルがあつて、それをイギリスが乗り越えたことになるのかもしれないですが、そういう中で、大陸側はこれまでイギリスに対して、できない我慢をいっぱいしてきたと言えます。例えばサッチャー元首相は、リベート問題と云って、共通農業政策からイギリスはあまり裨益していないので、いったんイギリスがEU予算に出した拠出金をリベートとして取り返したいと交渉して、彼女はそれを獲得したわけです。イギリスはいろいろな局面でそうやって、ある意味でEU統合の重荷になってきたところがあります。

ですから、大陸側では今回のBrexitを使って、そういう無理難題を言つてわがままなイギリス、メルケル首相はチェリー・ピッキングは駄目だと言うわけですが、まさにお

いいところ、うまいところ、いいところ取りをしようとするイギリスに対して、今回ははっきり、はっきりした態度で反対をしていくことを狙っています。

先ほどフリーな市場アクセスと、移民の自由を認めることがバーターになるという話が出ていますが、イギリスがどんなによりフレキシブルな対応をEU側に求めても、おそらくEU側、大陸側にとっては域内移民の自由移動は非常に大事なポイントであります。なぜかと言えば、EUは単一市場の定義を1987年の単一欧州議定書の中でしており、それはまさに物、サービス、資本、人の移動が完全に認められている空間なのです。それに対していろいろな修正を、これまでイギリスの言うことを聞いて入れてきたけれども、もうこれ以上は限界というのがおそらく大陸側の考えです。したがって、おそらくそう簡単にはイギリスのもくろみは成立しないと思います。この問題にこれから直面していくことになります。そしてBrexit means Brexitで交渉するのですが、あまりにも出口が見えない交渉になったときに、もう一度constitutional requirementsは何かという議論、そしてintentionを見直すという議論が再び出てくるのではないかという気がしているわけです。

日下 ありがとうございます。それでは遠藤先生に伺いたいのですが、先ほどEUはこれから崩壊に向かうというより、再編に向かつて同心円的な形になるとのイメージを描かれているというお話を伺いました。そのへんを中心に今後のEUおよびヨーロッパの将来展望について語っていただけますか。また、先ほどの説明では触れられなかった重要な問題に難民の問題もあると思います。これも含めて、ヨーロッパの行方について、現在描いておられる展望をお願いいたします。

遠藤 ちょっとびっくりしたのですが、この間ずっとドイツのシュオイブレ財務大臣の言説に興味があつてフォローしていたのですが、1994年から一貫してカロリング朝ヨーロッパという言い方をしています。これはシャルルマーニュ時代のことです。当事、当然ギリシャはないし、ポーランドもないし、イギリスはもちろんスペインもないわけです。イタリアは上半分ぐらいだったらいいかというニュアンスです。ものすごく彼のメンタルマップみたいなものが透けて見えた気がしたのですが、このあたりの意識が危機になると出てくる可能性があります。

非常に象徴的だと思つて見ていたのは、Brexitの投票の次の日、ベルリンで原加盟国

6カ国、石炭鉄鋼共同体時代の6カ国の外務大臣がベルリンに集合するのです。それがベルリンというのがまた意味深ですが、あの6カ国の本家本元意識はぬぐえないものがあって、「この人たち、もしかしてやる気かな」と思っていて見えました。

もちろんそれについては、メルケル首相はもうちょっと慎重で包摂的であり、このところが将来予測に関わってきます。そもそも前提として彼女が戦うと決めるかがありますが、もし2017年9月のドイツの総選挙で、大連立もしくは大連立プラスとなり、Alternative für Deutschlandは間違いなく議会には入って来たとしても、メルケル首相が政権を維持するとなると、そこでメルケル的な包摂的な、27カ国が納得するような統合プランを出してくる可能性は、私はゼロではないと思います。

そのときの鍵は、実はドイツというよりフランスです。リーダーシップでよくドイツについては最近反独、嫌韓ならぬ嫌独論みたいなものがはびこっていて、日本人もフランス人も、トッドなんて典型ですが、そういうものがあふれています。リーダーシップにはリーダーシップ理論というのがあります。これは政治学であり、私の博士論文はリーダーシップ論でした。そこでは、フォロワーシップが同じぐらい大事なのです。裏側

にフォローシップがないとリーダーシップ自体が成立しないわけです。

例えば戦後のヨーロッパで言えば、フランスがリーダーシップを発揮して強いドイツがしつかりフォローシップを発揮したからうまくいったわけです。これについては議論がいろいろあると思いますが、戦後の日米関係だって、日本が強くてきっちりフォローシップしたから、アメリカのリーダーシップが機能したわけです。

これが、立場が入れ替わって、ドイツのリーダーシップをきっちりフランスがフォローシップを発揮する形についていかなないと、ヨーロッパ27カ国の、comprehensive, democratic, integrativeなプログラムも前に進んでいかないことになります。もしこれが機能しないとすると、先ほど言ったような同心円的な再編が待ちかまえているだろうということです。

では同心円で見るとどこはどの枠なのでしょう。原加盟国6カ国というのは、メルケル首相は留保しています。ドイツのSPDは外相職を握っており、進めようとしたから外相談をやりました。これはどちらに行くのでしょうか。もう一つ、一番ありうるのはユーロ圏で、ユーロ圏ではそれ自体の首脳会議を既に持っているわけであ

り、そこだけの議会というのを欧州議会の中につくるのかということ。ユーロ圏の中でも、先ほどギリシャの話をしました。やはり能力が一段低いわけです。例えば今はトルコからの難民が、トルコとの合意で止まっています。しかし、これが7月のトルコでのクーデター以降は流動化していて、エルドアンがいつどこで蛇口をゆるめるかわからないわけです。ふと緩めた瞬間に、もう一回ギリシャに来ることもあり得ます。その北辺はほとんど国境が復活している世界ですので、トルコとの合意がうまくいかなくなると、ギリシャに難民がたまってしまう状況があり得るわけです。その段階で、もしシエンゲンからギリシャを切り離すと、たぶんギリシャの中で政変が起きて、そうすると再び債権国との話になって、ユーロ危機がもう一回生じ、その段階でギリシャを切り離して、めでたくユーロ圏（マイナスギリシャ）という可能性もゼロではありません。2015年7月に国民投票でツイプラスが最後に反乱したとき、鎮圧したのはシヨイブレですが、シヨイブレを含めて、あときはユーロ圏のギリシャを除く18カ国のうち、ギリシャを追い出すことに反対したのは2カ国だけでした。ほかの16カ国は皆追放に賛成していたわけです。体を張って止めたのはオランダとレンツイ、イタリアとフランス

だったわけです。ここはもう一回ドラマがある可能性があるかと思えます。

**日下** ここで日本企業の話伺いたいと思えます。当然のことながら、Brexitは日本企業にも多大な影響を与えています。須網先生のところにも専門的なコメント等を求めたり、いろいろな声があると思えます。そういうことも含めてBrexitに関して、日本企業への留意点、注意点等をお話してください。

### **日本企業は何をすればいいのか**

**須網** これまでの議論で一つ気になっている点は、「域内市場へのアクセス」という言葉が一般的に使われているわけですが、その中身は何かをもう少し細かく考える必要があるのではないかということです。図表12にそれをまとめています。

EUの中でビジネスされている日本企業の方、特に製造業の方を念頭に置くと、現在は、EUのどこかの1カ国で生産して、それを全EUで販売することが何の制限もなく認められています。ある加盟国で、その国の製品規制に従って生産すれば、他の加盟国へそのまま無条件で輸出することができる状態になっているわけで、これが現在のEU

内における市場アクセスの内容だと思えます。

ただ、現在のような状況になるためには、最初に関税障壁、その後非関税障壁を粘り強く取り除いてきた、地道な努力があったわけです。具体的には、前者については関税同盟で対応し、後者については、相互承認原則を欧州司法裁判所が判例法で確立し、原則としてどこかの国の規制に合致していれば、ほかの加盟国でもそれは適法な製品だとして認める仕組みを作りました。この二つ、関税同盟と相互承認原則によって、商品については、ほぼ自由移動が実現したわけです。

Brexitが一旦起きると、EU側の企業も、イギリスにある日本企業も、このメリットを当然には享受できないということが出発点になります。したがって、EU市場へのアクセスは、新しくできる協定、離脱協定

図表12 Brexitと日本企業

域内市場へのアクセスの意味—製品・サービスについて—

- ・現在は、イギリスで、イギリス国内法に適合して、生産された製品は、EU全域で販売できる。

関税障壁、関税同盟により廃止。

非関税障壁、相互承認原則により、原則として、輸入国規制との不適合を理由に輸入拒否できない。

- ・離脱後は、これらのメリットは当然には享受できない。
- ・新協定の内容如何？

製品・サービスにつき、分野ごとにアクセス異なる可能性。  
EUに輸出するためには、EU内の規制に適合させる必要が生じる可能性。

で暫定適用の期間が規定されれば、それも含めて考えることとなりますが、それらの内容次第です。例えば、F T AがE Uとイギリスとの間に結ばれて、イギリス工場で生産する製品が無関税の対象になれば、関税障壁に関する限り、基本的には現状と変わりません。ただし、従来と違って、F T Aの場合は、原産地規則によって、イギリス産品で無いと判断されれば無関税の利益は受けられません。また、税関が再設置されますから、通関のための書類作成など、様々な行政手続き上の負担が新たに生じると思います。

もう一つは非関税障壁です。イギリスで生産するときに、最初から輸出を考えて、大陸の規制に合わせて生産されるということであれば、この点はそれほど気にしなくてもよいかもしれません。しかし逆に、イギリス市場でも売るということで、イギリスの規制に合わせてつくっていた企業であれば、そのまま大陸で売ることができるとかを心配しないといけなくなります。その上で、新しくE Uとイギリスとの間で結ばれる協定では、そこはどう扱われているかを検討することになります。

F T A、E P Aでも、規制の相互承認を規定できないわけではありません。現に韓国とE UのF T Aの中では一部に規定されています。しかし、それは一般的な原則として

規定されているわけではなく、あくまで特定の製品分野の特定の種類の製品について相互承認が規定されているにとどまります。したがって、域内市場へのアクセスというときには、これらの論点を考えた上で、まさに企業ごとにそれぞれ、これからの交渉の推移を注視する必要があるというのが私の意見です。

日下 遠藤先生には、日本企業というより、むしろ日本という感じの質問をしたほうが適切かもしれません。一連の動きについて、日本にもこういう視点が必要だと感じることも多々あるのではないかと思います。そのへんも踏まえ、Brexitについて、欧州情勢と日本との関係においてどのように見たらいいのでしょうか。

遠藤 図表13でトリレンマの話をしたのですが、その話が有効かなと思います。われわれがリベラル・デモクラシー

図表13 世界への含意—ホブソン・モーメントの到来

- ・グローバル化（・統合）で忘れられた人々
- ・先進国の中間層（以下）＝負け組（ミラノヴィッチ）
- ・グローバル化＝国家主権＝民主主義のトリレンマ（ロドリック） cf. TPP
- ・主権的民意の噴出の一方、グローバル化は容易にキャンセル不能
- ・J・A・ホブソン『帝国主義論』：世界の帝国（資本膨張）システム改編と国内の労働者への価値付与とを橋渡し→求む21世紀のホブソン！

のモデルというか、ポジティブなレファレンスとしてずっと見上げていた欧米が、どうしてあんなに劣化しているのでしょうか。今回、Brexitの結果を民主主義の勝利だ、みたいな感じでおめでたくはやし立てる向きもあるのですが、この過程を見ていくと、例えばEUに貢いでいるお金をそのままNHSに回すと言ってみたものの、終わってみると舌の根も乾かぬうちに撤回したりするわけです。非常にデマゴギーが出回って、誰かが非常にうまい言葉でデマクラシーという言い方をしていました、デモクラシーがデマクラシーになってしまおうということです。

この背景には二つあって、一つが、先進国の労働者はこの二十数年、価値付与不足であるということです。これはこの場でこそ言うのに意味があるのかもしれませんが、価値付与不足であるというのは、労働者にたまりたまったある種のものがあるのだと思います。それが劣化したデモクラシーを生むという、中間層とデモクラシー、中間層と穏健的な政党との関係がいかに大事かというのを逆説的に、反面教師的に示しているのだらうと思います。

なぜ問題かという、ここにいる人たちもそうかもしれないませんが、基本的にリベラル

に、インターナショナルに、プログレッシブに、自由貿易を含めてグローバル化というのはポジティブな側面を含みますよと考えている人間が集まっても、価値付与不足の労働者がわーっと集まって、民主主義的な、ある意味で正しいメカニズムを通じて意思を発露してしまうと、そのポジティブな部分をこそっと持っていかれるということです。大学で三十何年間ヨーロッパ大陸とアカデミック・オペレーションを積み重ねてきた私の友達のイギリス人などは、ほとんどブローケンハートです。全てがひっくり返ってしまいうわけです。それをやはりレッスンとして見るべきだと思います。

企業に関して、私は言うことは多くはないのですが、『EUの規制力』という本を編んだことがあって、私は標準とか規制については、やはりEUは非常にずるく立ち回っていると思います。経団連の方と協力して規制協力についてのレポートを一緒にやったこともあります。このあとEUはイギリスと割れていくのですが、割れていったイギリスというのは、やはりEUの規制についてあるセンシティブティを持つはず。そうすると、日英の中で協力の可能性が出てくると思います。ここをうまく使うべきだろうと思います。うまくいけば規制協議会みたいなものを三極的に設けて、日英EUみたい

な形で日本企業が不利にならないように今後たち振る舞うべきかと思ひます。

**日下** 渡邊先生にお伺ひいたします。日本企業の対応については、先ほど冒頭のプレゼンでもリスクヘッジなどについて、結論も含めて触れられていますが、時間の制約もあり、言及されていないところもあると思ひます。その辺についてももう少し触れていただければ幸いです。

**渡邊** 日本企業は1000社ぐらいEU域内に進出していて、そのうちの840社ぐらい、実際には900社ぐらいになっていると思ひますが、ヨーロッパの中でもイギリスに日本企業の集中が非常に見られています。これはサッチャー政権下で日EU、あるいは当時ですから日ECの貿易摩擦の中で、サッチャー政権が積極的に日本から投資を促進したことがあり、イギリスに日本からのFDIが集中しているということがあります。ですから、一つの考え方としては、ちよつと過剰集中なのかなとも言えます。リスクヘッジも兼ねて、大陸ヨーロッパのほうに投資をもう少し活発化していく必要があるのかもしれません。

また、ひよつとしたら、英国への投資がさらにコスト高の投資になるかもしれないと

いうことも考えられます。ちょうどサッチャー政権下で日本の自動車産業をイギリスに誘致したときに、made in UKの日本車をドイツやフランス、あるいはイタリアがどう捉えたかという点、特にイタリア、フランスはそもそも日本車に対して非常に保護主義的だったので、made in UKの日本車を、彼らが当時維持していた対日差別数量規制（対日差別QR）の枠の中に入れようとしたのです。そんなことになると、日本がせっかくイギリスに投資して、イギリスからEUのマーケットに流そうとしていたことの意味が毀損されてしまいます。それで日本政府もメーカー各社も、イギリス政府や欧州委員会にそれを陳情したり訴えたりして、そういう事情を改善していったということがありました。

したがって、日EUの交渉に入っていくときの欧州自動車工業会（ACEA）のことなどを勘案すると、made in UKのものについては欧州メーカーについてはおおむねフリーアクセスを認めるが、ローカル・コンテンツが低いとか、明らかにこれは日本の自動車である、といったような難癖をつけて、日本の進出企業であるといったことがネックになって、日本の自動車に対しては必ずしも同じ待遇とはならないとい

うことも生じるかもしれない。ドイツの自動車会社がイギリスでつくっているものについてはフリーアクセスを認めるが、日本の会社でmade in UKのものについては、フリーアクセスを認めないというところが出てくるかもしれないということです。そこは非常に注意を要する点だと思います。今の段階からそういうことを事前にprecludeしていく必要があるのかなという気がします。

もう一点気になるのは、スウィンドンとかサンダーランド、このあたりには日本から、特に自動車産業が積極的に投資しているのですが、そこでremainのほうが多かったかというところ、そうではないということ。まさにleaveの投票が多かったのです。日本がせっかくそこで雇用をつくり、あるいは場合によってはtransfer of technologyがあったり、いろいろphilanthropic的な活動をしているにもかかわらず、この地域でEUにとどまることはメリットがあるということを労働者がサポートしてくれませんでした。このことは非常に示唆的だと思います。

では、何をすればいいのでしょうか。私自身もまだ答えはありませんが、ある意味も少し積極的に日本企業の貢献などをこの地域で「見える化」するのも一案かもしれません。

せん。各社は75%以上とか80%以上made in UKの車をEUに関税フリーで出しています。そのメリットが結局はローカル・コミュニティに返ってきているということを、もう少し説得的に説明していただらちよつと違ったのかもしれない。

TPPの議論でも、日本は対米投資をちゃんとしているけれども、それがなかなかトランプ氏の言説に出てこないことがちよつと心配な点と同じです。このあたりが今後の日本企業にとっての新たな課題かなという気がいたします。

日下 最後にグローバル秩序、全体の話をもう少し補強したいと思います。先ほど遠藤先生も指摘されたようにデマクラシーの話とか、よく言われるポピュリズムの話等々、Brexitとの関連でいろいろ論じられています。須網先生、この辺のところを法秩序のよきな立場から見るとどうなりますか。視点を提供していただけますでしょうか。

### 英国、ドイツ、フランスのバランスとグローバル秩序

須網 法秩序の観点からというわけでもないのですが、先ほどの渡邊先生と遠藤先生のお話に絡めると、Brexitはやはり起きるのだろうと思っています。その意味では、遠藤

先生と私は同じです。しかし、渡邊先生とも共通するところがあって、確かにBrexitは起きて新協定ができるけれども、その中身が、どれほどイギリスに本当に主権を回復するものになるだろうかということに、とても興味を持っています。すべて自分で決めるという意味での主権の回復がイギリスにとって実際に実現できるのでしょうか。もちろんメイ首相の言説だけを見ればそれはできるし、法的にはもちろん可能です。二つの国が一つの国になることも可能ですし、完全な鎖国政策も可能なので、法的な問題として見れば、もちろん主権の回復は可能と言わざるを得ません。しかし、今のグローバル化した国際社会、特に経済的な相互依存が進んでいるヨーロッパにおいて、それが現実的に可能かどうかということです。イギリスも、完全にEU市場とは関係を断つ、もうあいつらとは付き合わないと言っているわけではないのです。

したがって、自分のことは全部自分で決めることが主権の回復だと言うのなら、果たして新協定の内容がどれほどそれを実現するものになるのかについてとても興味がありますし、それはTPPなどとも関連して、日本とも無関係ではない論点であろうと考えています。

日下 遠藤先生に伺いたいのですが、先程、世界の置かれている現状を、厳しい面も含めてご指摘いただきました。私は、こういう議論になるといつも聞くことなのですが、いいニュースとか明るい展望はないでしょうか。こんなところに注目したらいいという話があればご紹介ください。先ほど、ドイツの政治に対する信頼性みたいなものは一つの重要なファクターであるとお話しされました。世界は一方的に暗いほうに行っているだけでもないと思います。そのへんを踏まえた現状認識、世界観についてご意見をいただければと思います。

遠藤 普段、国際政治を大学で教えているのですが、最近本当にろくなニュースがありませんので、アメリカの大統領選挙を見ると目を背けたくくなります。明るいニュースというのはあまりないのですが、先ほど言いたかったのは、崩壊、崩落、瓦解的なお話がEUについて広がるのですが、数十年間瓦解と言いつづけていた人は、確かに「私の moment of truth が来た」と思っているのかもしれないと思いますが、逆に問わないといけないのは、なぜ崩壊しないのか、なぜ下げ止まっているのかという説明が、実はないので

そこで出してきたのが、ドイツの例外的なまでの戦後政党政治の安定性です。これはもちろん今、難民危機を通じて揺るがされていますが、恐ろしいまでのスタビリティであります。ある3月の週に東の地域で、Alternative für Deutschlandが24%強を獲得しました。しかし、実はそこではCDUは2議席しか減らしていません。それから西のほうに目を移すと、メルケルの難民政策に反対した自分の党のCDUの候補が敗れて、メルケルの包摂的な難民政策に賛成した緑の党が勝っているわけです。

したがって、EUが崩れてしまう可能性はもちろんあると思いますが、もう少し細かく、ドイツがどこまで行ってしまうのだろうというところを見ないといけません。そのスタビリティは相当なものだと強調しておいたほうがいいと思います。

逆に怖いのは実はフランスです。フランスはいつも難しい国で、革命を持ち出すまでもなく、いつもfluctuateして卓袱台をひっくり返す国なのです。EUの歴史だって、EDCをひっくり返したのはフランスです。それから空席政策をやったのはフランスです。EUの危機のときに、フランスはだいたい顔を出すのです。マーストリヒトも危うくなりそうになったわけで、あのときの国民投票では3ポイント差ぐらいでした。

1992年の9月でした。憲法条約しかり。フランスは要watchで、ここで底が抜けると、さっきのフォローアップどころではなくなると思います。

日下 渡邊先生、グローバルな話で通商について、先ほどイギリスの話、EUの話をお伺いしましたが、もう少し広げてグローバルな点から何かありますでしょうか。

渡邊 一つ申し上げたいのは、アレクザンダー・ゲルシエンクロンという学者がいて、彼は『経済後進性の史的展望』(Economic Backwardness in Historical Perspective)という本を書いています。イギリス、フランス、ドイツの近代化からずっとロシアが遅れているのはなぜかということを書いています。これは1860年まで農奴制を解放できなかったからだと言っています。では、なぜイギリスがいわば雁行型経済発展のトップを走っているのかというと、ゲルシエンクロンの言い方をすると、original accumulation of capital (資本の原初的蓄積)です。それがイギリスは一番充実しているわけです。イギリスはブルジョワジーが割と成立しやすかったですし、あまり大きな国家みたいなものが後押しをしなくても、資本の蓄積があったがゆえに産業革命を起すことができたのです。

それに対してドイツは、国家というものが出てきて初めて、ビスマルクの時代にそれを動員してあちこちに散らばっていた資本を集約して、それによって鉄血政策といったことも含めて、近代化をやってきました。ある意味でドイツ、フランス、大陸ヨーロッパはそういう形で、制度的な何かを必要として産業化していきました。今の20世紀、21世紀の大陸ヨーロッパ、西ヨーロッパは、経済共同体をつくることで、共同体というアパラトゥス（装置）を使って経済発展をしています。

イギリスは資本の蓄積が十分あるので、そういうものをあまり必要としません。だからこそ、独仏がEECという関税同盟に走ったときに、イギリスはEFTAをつくったということがあると思います。先ほど先祖返りという言い方をしましたが、そういうところに戻っていると思います。

他方では、いわゆるirreversibleというか、元に戻せないことも、今、イギリスはいっぱい持っているわけであり、ドイツ、フランス、大陸ヨーロッパと共通項として持っている部分も大きいわけです。その証拠ということで申し上げたいのですが、若い世代の人たちは非常に高いパーセンテージでremainを選んでいます。こういうことを考え合

わせると、もちろんイギリスの特殊性はありますが、大陸欧州との共通性も忘れてはならないと思います。

考えてみればイギリスは500年前にカトリック教会から英国国教会をヘンリー8世が離婚するためにつくって、できた英国国教会のいろいろな典礼、教会の中のいろいろな儀式には非常にカトリックに近いものが残っているわけです。いったいあれは何だったのでしょうか。しかし、あの500年前のReformationはやはりその後大きな影響はあるわけです。ですから、イギリスというのは、ヨーロッパの大陸から見ると、やはり特殊な存在ではあります。

もはやirreversibleなものをいっばい抱えた若い世代が育ってきている、ということから考えると、私はこの欧州統合というのは、ちょうどガウデイの建築、今バルセロナで進行中の聖家族教会、われわれが生きている間は完成を見ることができないと言われていたサグラダファミリア聖堂のように、現在ブロックを積んでいくわけですが、最終的な完成品は見えないものなのかもしれません。しかし、確実に1個ずつ積んで、3歩進んで2歩下がる、あるいは今回のように2歩進んで3歩下がったかもしれないですが、基

本的にはヨーロッパの構築、建設はおそらくそういう歩みを繰り返しながら前に進んでいくのではないかと思えます。

そして大事なことは、アジアの統合を考えると、これは全て参考になるといえることです。先週、ソウルでの議論で、韓国や中国の識者の中には、そら見ろ、あまり legalization（法制化）するのはよくなさ、legally bindingなものをつくるのはよくないのだ、これがBrexitからわれわれにとってのいいレッスンだ、と言う人たちがいたので、私はそうではないと言いました。本当に東アジアで日中韓のFTAやRCEPをやるなら、低いレベルからでも良いから、legally bindingなことを積み重ねていくことが重要だと述べました。日本が中国や韓国に対してlegally bindingなことを積み重ねることによってRCEPを実現し、日中韓FTAを実現することを働きかけるべきであり、そのためにTPPを先行させるという考え方がおそらく重要ではないかと思えます。

遠藤 渡邊先生に触発されて一つデータを紹介したいと思えます。今回のBrexitの投票行動を精査すると、残留に投票した人たちの割合は、ほとんど進歩的な価値に比例している人たちです。例えば移民に対してポジティブな意見を持っている人は8割ぐらいが

残留に入れています。多文化主義がポジティブだと思う人は7割強、フェミニズムについて積極的な人は6割強が残留に入れています。ここはおっしゃるとおり、EUと進歩的な価値がまだアソシエートしているところがあるかと思えます。

---

## 渡邊 頼純 (わたなべ・よりずみ)

慶應義塾大学総合政策学部教授、三菱ふそうトラック・バス株式会社  
監査役

1976年上智大学文学部哲学科卒業。1978年ベルギーCollege of Europe  
経済学専攻終了。1990年上智大学大学院国際関係論専攻博士後期課  
程終了。1978～79年欧州委員会域内市場総局研修員。1985～88年在ジ  
ュネーブ国際機関日本政府代表部専門調査員、1988～90年GATT事務  
局経済問題担当官、1995～98年欧州連合日本政府代表部専門調査員。  
2002～04年外務省大臣官房参事官兼経済局（日墨EPA交渉首席交渉  
官等）。04年4月～11月まで外務省参与。

主な著書に「WTOハンドブック」（JETRO、編著2003年）、「国際関  
係論を超えて」（山川出版社、共著2003年）、「解説FTA・EPA交渉」  
（日本経済評論社、監修・編著2007年）、「TPP参加という決断」（ウエ  
ッジ、2011年）、「GATT・WTO体制と日本（増補2版）」（北樹出版、  
2012年）、「TPP交渉の論点と日本」（文眞堂、共編著2014年）など。

---

## 日下 淳 (くさか・きよし)

日本経済研究センター主任研究員

1980年東京大学経済学部卒業。1980年日本経済新聞社。1987年米ウイ  
スコンシン大学・マディソン校特別留学生（ジャーナリズム&マスコ  
ミュニケーション論）。1990年日本経済新聞社ブリュッセル支局長。  
2007年同欧州編集総局長。2014年より現職。

主な著書に「EU統合 草の根の現実」（日本経済新聞社、1995年）、  
「イギリス経済再生の真実」（日本経済新聞出版社、共著2007年）、「東  
海道を歩こう 地域を見よう 日本を語ろう」（講談社エディトリアル、  
2015年）など。

## 講演者等略歴紹介（敬称略、順不同。2016年10月4日現在）

---

### 須網 隆夫（すあみ・たかお）

早稲田大学大学院法務研究科教授

1979年東京大学法学部卒業。1981年弁護士登録。1988～94年ベルギーにて弁護士活動。1988年米コーネル大学ロースクール修士。1993年ベルギー・ルーヴァン・カトリック大学大学院修士。1996年から早稲田大学法学部教授。大学院法務研究科教授。

主な著書に「ヨーロッパ経済法」（新世社、1997年）、「グローバル社会の法律家論」（現代人文社、2002年）、「ヨーロッパ対外政策の焦点」（JETRO、共著2000年）、「国際法務戦略」（早稲田大学出版部、共著2000年）、「司法制度改革と市民の視点」（成文堂、編著2001年）、「法科大学院と臨床法学教育」（成文堂、共著2003年）など。

---

### 遠藤 乾（えんどう・けん）

北海道大学公共政策大学院教授

1989年北海道大学法学部卒業。1992年ベルギー・ルーヴァン・カトリック大学修士課程修了。1993年欧州委員会諮問機関「未来工房」専門調査員を経て、1996年英オックスフォード大学政治学博士課程修了、政治学博士。2000～01年伊ヨーロッパ大学研究所研究員、ノルウェー・オスロ大学客員研究員、2001～02年米ハーバード大学研究員。2006年仏パリ政治学院客員教授。2006年より現職。

主な著書に「統合の終焉 EUの実像と論理」（岩波書店、2013年）、「ヨーロッパ統合史（増補版）」（名古屋大学出版会、編著2014年）、「グローバル・コモンズ」（岩波書店、編著2015年）など。最近著に「欧州複合危機」（中公新書、10月20日刊行）。



---

セミナー2

# 英国のEU離脱

---

2017年2月27日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館19階

TEL 03-6741-0901

FAX 03-6741-0902

ホームページ <http://www.21ppi.org>

---

21世紀政策研究所新書【セミナー】

- 01 英国と欧州のエネルギー・環境政策動向（2016年10月28日）
- 02 英国のEU離脱（2016年10月4日）
- 03 中国企業の現状（2016年10月26日）

21世紀政策研究所新書は、21世紀政策研究所のホームページ（<http://www.21pi.org/seminar/index.html>）でダウンロードいただけます。

 21世紀政策研究所